

平成30年度
食料・農業・農村施策

第196回国会（常会）提出

目次

平成30年度 食料・農業・農村施策

概説	1
1 施策の重点	1
2 財政措置	1
3 立法措置	1
4 税制上の措置	1
5 金融措置	1
6 政策評価	2
I 食料自給力・食料自給率の維持向上に向けた施策	2
1 食料自給力・食料自給率の維持向上に向けた取組	2
2 主要品目ごとの生産努力目標の実現に向けた施策	3
II 食料の安定供給の確保に関する施策	5
1 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保	5
2 幅広い関係者による食育の推進と国産農産物の消費拡大、 「和食」の保護・継承	7
3 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓	9
4 グローバルマーケットの戦略的な開拓	10
5 様々なりスクに対応した総合的な食料安全保障の確立	13
6 国際交渉への戦略的な対応	15
III 農業の持続的な発展に関する施策	15
1 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保	15
2 女性農業者が能力を最大限発揮できる環境の整備	16
3 農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化と 農地の確保	17
4 担い手に対する経営所得安定対策の推進、収入保険等の実施	17
5 構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備	18
6 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革	18
7 コスト削減や高付加価値化を実現する生産・流通現場の技術革新等	21
8 気候変動への対応等の環境政策の推進	26
IV 農村の振興に関する施策	27
1 多面的機能支払制度の着実な推進、中山間地域の農業の振興、 地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等	27
2 多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出	31

3	多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等	32
V	東日本大震災からの復旧・復興に関する施策	33
VI	団体の再編整備等に関する施策	36
VII	食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	36
1	幅広い関係者の参画と関係府省の連携による施策の推進	36
2	施策の進捗管理と評価	36
3	財政措置の効率的かつ重点的な運用	36
4	国民視点や地域の実態に即した施策の決定	36
5	効果的かつ効率的な施策の推進体制	37

「平成30年度食料・農業・農村施策」の年次は、法律名や予算の引用が必要となることから、和暦を用いています。なお「平成」は省略しています（ただし、法律番号を除く）。

1 施策の重点

食料自給力・食料自給率の維持向上に向けた施策、食料の安定供給の確保に関する施策、農業の持続的な発展に関する施策、農村の振興に関する施策及び食料・農業・農村に横断的に関係する施策等を総合的かつ計画的に展開します。また、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(29年12月改訂)を踏まえ、農業を成長産業とし、農業者の所得向上を実現するための改革を引き続き展開します。さらに、東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「東電福島第一原発」という。)事故からの復旧・復興に関係省庁が連携しながら全力で取り組みます。

2 財政措置

(1) 30年度農林水産関係予算額は、2兆3,021億円を計上しています。本予算は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、農林水産業の成長産業化に向けて、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を実現していくための施策として措置しています。具体的には、①担い手への農地集積・集約化等による構造改革の推進、②水田フル活用と経営所得安定対策の着実な実施、③強い農林水産業のための基盤づくり、④農林水産業の輸出力強化と農林水産物・食品の高付加価値化、⑤食の安全・消費者の信頼確保、⑥農山漁村の活性化、⑦林業の成長産業化と森林資源の適切な管理、⑧漁業の成長産業化と資源管理の高度化を推進します。

(2) 30年度の農林水産関連の財政投融资計画額は、4,908億円を計上しています。このうち主要なものは、株式会社日本政策金融公庫への4,830億円となっています。

3 立法措置

卸売市場を含めた食品流通改革、農地制度の見直しといった農政改革を進めるための法案を始め、第196回国会に以下の法案を提出したところです。

- ・「都市農地の貸借の円滑化に関する法律案」
- ・「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案」
- ・「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律案」
- ・「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案」
- ・「土地改良法の一部を改正する法律案」
- ・「農薬取締法の一部を改正する法律案」

4 税制上の措置

施策の総合的な推進を図るため、以下を始めとする税制措置を講じます。

- ア 新たな都市農業振興制度の構築に伴い税制上の措置を講じます(相続税)。
- イ 農業用ハウス等の農地法上の取扱いに係る税制上の措置を講じます(複数税目)。
- ウ 軽油引取税の課税免除の特例措置を3年延長します(軽油引取税)。
- エ 農業経営基盤強化準備金制度について、見直しを行った上、2年延長します(所得税・法人税)。
- オ 農地中間管理機構への貸付けによる農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための農地の保有に係る課税の軽減措置について、対象となる農地の範囲を明確化した上、2年延長します(固定資産税・都市計画税)。

5 金融措置

政策と一体となった長期・低利資金等の融通による担い手の育成・確保等の観点から、農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化を図るための支援措置である農業制度金融の充実を図ります。

(1) 株式会社日本政策金融公庫の融資

- ア 農業の成長産業化に向けて、民間金融機関と連携を強化し、農業者等への円滑な資金供給に取り組みます。
- イ 特に主力資金である農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）については、認定農業者であって、人・農地プランの中心経営体として位置付けられた者又は農地中間管理機構から農地を借り受けた者を対象に貸付当初5年間実質無利子化する措置を講じます。

(2) 民間金融機関の融資（農業近代化資金・スーパーS資金）

- ア 民間金融機関の更なる農業融資拡大に向けて株式会社日本政策金融公庫との業務連携・協調融資等の取組を強化します。
- イ 認定農業者が借り入れる農業近代化資金については、貸付利率をスーパーL資金の水準と同一にする金利負担軽減措置を実施します。
- ウ 農業経営改善促進資金（スーパーS資金）を低利で融通できるよう、都道府県農業信用基金協会が民間金融機関に貸付原資を低利預託するために借り入れた借入金に対し利子補給金を交付します。

(3) 農業法人への出資

意欲のある農業法人の財務基盤の強化や経営展開を支援するため、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」(平成14年法律第52号)に基づき、農業法人に対する投資育成事業を行う株式会社又は投資事業有限責任組合の出資原資を株式会社日本政策金融公庫から出資します。

(4) 農業信用保証保険

農業者等の信用力を補完し、円滑な資金供給が行われるようにするため、農業信用保証保険制度に基づき、都道府県農業信用基金協会による債務保証及び当該保証に対し独立行政法人農林漁業信用基金による保証保険による補完等を行います。

(5) 被災農業者等支援対策

- ア 甚大な自然災害により被害を受けた農業

者等が借り入れる災害関連資金について、貸付当初5年間実質無利子する措置を講じます。

- イ 甚大な自然災害により被害を受けた農業経営の再建に必要な農業近代化資金の借入れについて、都道府県農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除するために必要な補助金を交付します。

6 政策評価

効果的かつ効率的な行政の推進、行政の説明責任の徹底を図る観点から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づき、「政策評価基本計画」(27年3月策定)及び毎年度定める「実施計画」により、事前評価（政策を決定する前に行う政策評価）、事後評価（政策を決定した後に行う政策評価）を推進します。

1 食料自給力・食料自給率の維持向上に向けた施策

1 食料自給力・食料自給率の維持向上に向けた取組

食料自給力・食料自給率の維持向上に向けて、以下の取組を重点的に推進します。

(1) 食料消費

- ア 国内外での国産農林水産物の需要拡大
 - 地産地消等国産農林水産物の消費拡大に向けた取組や、国産農林水産物を求める食品産業事業者と生産現場との連携等を推進するとともに、日本食や日本の食文化に関する情報発信と併せ、農林水産物・食品の輸出を促進します。

イ 食育の推進

農林漁業体験機会の提供や郷土料理の調理体験、日本型食生活の普及・啓発等、日本の食や農林漁業に対する消費者の理解や関心を高めるための食育活動を推進します。

ウ 食品に対する消費者の信頼の確保

食品の品質管理、消費者対応等の取組について、食品の生産から加工・流通、消費に至るまでの各段階の関係者が連携し、情報共有を通じた取組の向上と標準化等を図ります。

(2) 農業生産

ア 優良農地の確保と担い手への農地集積・集約化

優良農地を確保するとともに、農業水利施設の適切な保全管理等による農業用水の持続的な活用を推進します。また、農地中間管理機構の取組を更に加速化させ、地域の話合いにより作成する人・農地プランの活用等を進めることにより担い手への農地集積・集約化と荒廃農地対策を推進します。さらに、相続未登記農地についても農地中間管理機構を活用して集積・集約化に向けた取組を進めます。

イ 担い手の育成・確保

農業者の経営課題に対し適切にアドバイスする相談体制を整備するとともに、農業の内外からの青年層の新規就農を促進します。

ウ 農業の技術革新や食品産業事業者との連携等による生産・供給体制の構築等の実現

生産コストの低減を図るための省力栽培技術・新品種の導入等や、次世代施設園芸の取組拡大等を推進するとともに、食品産業事業者との連携等を通じて、需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の構築等を推進します。

2 主要品目ごとの生産努力目標の実現に向けた施策

(1) 米

ア 水田活用の直接支払交付金により、水田フル活用を推進します。

イ 業務用米や輸出用米等の多収品種や新たな輪作体系の導入実証、担い手向けの革新的な低コスト生産技術の導入支援、カドミウム低吸収性品種等の実証を推進します。

ウ 輸出用米等の増産等に対応するため、乾燥調製施設等の再編整備等を推進します。

エ 米穀の需給及び価格の安定を図るため、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」を策定し公表します。

オ 経営所得安定対策を円滑に実施し、米粉用米、飼料用米等の用途外への流通を防止することが必要であることから、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(平成6年法律第113号)に基づき、適切な保管及び販売を徹底します。

カ 生産者や集荷業者・団体が主体的な経営判断や販売戦略等に基づき、需要に応じた米の生産・販売に取り組めるよう、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報等を毎月公表します。

(2) 麦

ア 経営所得安定対策の中でパン・中華麺用小麦品種に対する別途の数量単価を設けることにより、需要規模が大きいものの国産シェアが低いパン・中華麺用小麦の作付拡大を推進します。

イ 水田の高度利用(二毛作)に資する作付体系への転換、実需者ニーズに対応した新品種や単収・品質向上技術等の導入の支援により、小麦、大麦、はだか麦の作付拡大を推進します。

ウ 麦の生産拡大に対応するため、乾燥調製施設等の再編整備等を推進します。

(3) 大豆

ア 経営所得安定対策により支援を行うとともに、生産性向上に資する耕うん同時^{うね}畝立て^{はしゅ}播種栽培等の大豆300A技術の導入や適正な輪作体系の構築により、大豆の作付拡大を推進します。

イ 実需者ニーズに対応した新品種や栽培技術の導入により、実需者の求める大豆の安定生産を支援し、国産大豆の需要拡大を推進します。

ウ 新たな取引制度である「播種前入札^{はしゅ}取引」の導入等により、国産大豆の安定取引を推進します。

(4) そば

- ア 需要に応じた生産拡大を図るとともに、国産そばの需要拡大に向けて、実需者への安定的な供給を図るため、排水対策等の基本技術の徹底、湿害回避技術の普及等を推進します。
- イ 高品質なそばの安定供給に向けた生産体制の強化に必要な乾燥調製施設の整備等を支援します。
- ウ 国産そばを取り扱う製粉業者と農業者の連携を推進します。

(5) かんしょ・ばれいしょ

- ア かんしょについては、担い手への農地・作業の集積や受託組織の育成等を推進するとともに、生産コストの低減、品質の向上を図るため共同利用施設整備や機械化一貫体系の確立等への取組を支援します。
- イ ばれいしょについては、生産コストの低減、品質の向上、労働力の軽減やジャガイモシストセンチュウの発生・まん延の防止を図るための共同利用施設整備等を推進します。加えて、安定生産に向けた作業の共同化やコントラクター等の育成による作業の外部化、加工食品用途への供給拡大に必要なソイルコンディショニング技術（畦から土塊・礫を取り除くことにより、ばれいしょの高品質化、収量向上及び収穫作業の効率化を可能にする技術）を導入した省力的な機械化栽培体系の確立等への取組を支援します。
- ウ ジャガイモシストセンチュウ抵抗性を有する新品種の普及を促進します。
- エ でん粉原料用ばれいしょ及びかんしょについては、安定的な収量確保のため、適正生産技術の確立を支援します。また、でん粉の加工食品用途等への販路拡大や収益性の向上を図るため、高品質化に向けた品質管理の高度化等を支援します。

(6) なたね

- ア 良質で高単収ななたね品種の作付拡大を図るとともに、播種前契約の実施による国産なたねを取り扱う搾油事業者と農業者の

連携を推進します。

- イ なたねの生産拡大に伴い必要となる乾燥調製施設の整備等の支援を推進します。

(7) 野菜

- ア 野菜の生産・出荷の安定と消費者への野菜の安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給交付金の交付等により、野菜価格安定対策を的確かつ円滑に実施します。
- イ 加工・業務用野菜への転換を推進する産地に対し、加工・業務用野菜の安定生産に必要な作柄安定技術の導入を支援するとともに、水田地帯における水稻から野菜への転換を支援します。あわせて、加工・業務用需要に対応したサプライチェーンの構築に加えて、加工・業務用野菜の生産を加速化するための新技術・機械化の導入等について支援します。
- ウ 青果物流通の合理化・効率化を推進するため、物流業界との連携による新たな輸送システムの構築に向けた取組を支援します。
- エ 次世代施設園芸の取組を拡大するため、次世代施設園芸への転換に必要な技術について、習得のための実証・研修や地域展開を支援するとともに、技術習得に必要な実証温室や次世代型大規模園芸施設の整備とその成果やノウハウの分析・情報発信を支援します。

(8) 果樹

- ア 労働生産性の向上のための取組等を支援するとともに農地中間管理機構の活用等による担い手への園地集約・集積の推進、果樹の生産・供給体制を強化するため、優良品目・品種への改植やそれに伴う未収益期間に対する支援を引き続き行います。
- イ 計画生産・出荷の推進や需給安定対策、契約取引の強化や加工原料供給の安定化を図るための加工流通対策を総合的に行います。

(9) 甘味資源作物

- ア てんさいについては、労働力不足に対応

するため、省力化や作業の共同化、労働力の外部化や^{ちよくはん}直播栽培体系の確立・普及等を推進します。

イ さとうきびについては、自然災害からの回復に向けた取組を支援するとともに、地域ごとの「さとうきび増産計画」に定めた、地力の増進等特に重要な取組や機械化一貫体系の確立を推進します。

(10) 茶

産地の生産性向上と収益力の強化を図るため、改植等による優良品種等への転換や茶園の若返り、有機栽培への転換、玉露やてん茶（抹茶の原料）栽培に適した棚施設を利用した栽培法への転換やてん茶生産のための直接被覆栽培への転換、担い手への集積等に伴う茶園整理（茶樹の抜根）、荒茶加工施設の整備を推進するほか、海外ニーズに応じた茶の生産・加工技術や低コスト生産・加工技術の導入、新たな抹茶加工技術の実証や緑茶生産において使用される主要な農薬について、輸出相手国・地域に対し日本と同等の基準を新たに設定申請する取組に対して支援します。

(11) 畜産物

需要に即した畜産物の生産のため、多様な経営の育成・確保や生乳需給の安定、多様な和牛肉の生産、家畜の改良増殖、生産性の向上の取組等を推進します。また、我が国畜産の競争力強化のため、生産性向上を進めることにより、地域ぐるみで収益性向上を図る取組に対して支援します。

(12) 飼料作物等

輸入飼料に過度に依存した畜産から国産飼料生産基盤に立脚した畜産に転換するため、生産性の高い草地への改良、国産濃厚飼料（子実用とうもろこし等）の増産、飼料生産組織の機能高度化、放牧を活用した肉用牛・酪農基盤強化の取組、飼料用米等の利活用の取組等を推進します。

(13) その他地域特産物等

ア こんにゃくいも等の特産農産物については、付加価値の創出、新規用途開拓、機械

化・省力作業体系の導入等を推進するとともに、新たな需要の創出・拡大を図るため、生産者、実需者等が一体となって取り組む、安定的な生産に向けた体制の整備等を支援します。

イ 繭・生糸については、蚕糸業の再生と持続的発展を図るため、養蚕・製糸業と絹織物業等が提携して取り組む、輸出品と差別化された高品質な純国産絹製品づくり・ブランド化を推進するとともに、新たな需要の創出・拡大を図るため、生産者、実需者等が一体となって取り組む、安定的な生産に向けた体制の整備等を支援します。

ウ 葉たばこについては、葉たばこ審議会の意見を尊重した種類別・品種別価格により、日本たばこ産業株式会社が買入れます。

エ いぐさについては、輸出品との差別化・ブランド化に取り組むいぐさ生産者の経営安定を図るため、国産畳表の価格下落影響緩和対策の実施、実需者や消費者のニーズを踏まえた、産地の課題を解決するための技術実証等の取組を支援します。

II 食料の安定供給の確保に関する施策

1 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保

リスクアナリシスに基づいた食の安全確保としては、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価（リスク評価）を実施します。

リスクコミュニケーションの推進としては、食品の安全に関するリスク評価や施策等について、国民の意見を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するとともに、消費者、事業者、生産者等の関係者による情報や意見の交換の促進を図るため、関係府省や地方公共団体及び消費者団体等と連携した意見交換会、施策の実施状況の公表、webサイト等を通じた分かりやすく効果的な情報発

信、意見・情報の募集等を実施します。

(1) 科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化

- a 食品安全に関するリスク管理を一貫した考え方で行うための標準手順書に基づき、有害化学物質・有害微生物の調査や生産資材（肥料、飼料・飼料添加物、農薬、動物用医薬品）の試験等を実施します。
- b 試験研究や調査結果の科学的解析に基づき、施策・措置に関する企画や立案を行い、生産者・食品事業者に普及するとともに、その効果を検証し、必要に応じて見直します。
- c 情報の受け手を意識して、食品安全に関する施策の情報を発信します。
- d 食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の周知に努めるとともに、制度導入時に残留基準を設定した農薬等についての食品健康影響評価結果を踏まえた残留基準の見直し、新たに登録等の申請があった農薬等についての残留基準の設定を推進します。
- e 食品の安全性等に関する国際基準の策定作業への積極的な参画や、国内における情報提供や意見交換を実施します。

ア 生産段階における取組

- (ア) 生産資材の適正な使用
生産資材（肥料、飼料・飼料添加物、農薬、動物用医薬品）の適正使用を推進するとともに、科学的データに基づく生産資材の使用基準、有害物質等の残留基準値の設定・見直し等を行い、安全な農畜水産物の安定供給を確保します。また、農薬による蜜蜂の被害件数及び都道府県による被害軽減対策等を把握するとともに、国内外の知見を収集し、これらに基づき必要な措置を検討していきます。
- (イ) GAP（農業生産工程管理）の推進
農産物においては、30年度中にGAPの指導員を全国で1,000人以上育成確保

すること、31年度末までにGAP認証取得経営体数を29年4月の3倍以上（13,500経営体）にすることを目指し、各種政策を通じてGAPの取組拡大を推進します。

畜産物においては、日本版畜産GAPやGLOBALG.A.P.の認証取得、GAPの取得に向けたステップアップを目指す「GAP取得チャレンジシステム」の取組拡大を図ります。

イ 製造段階における取組

- (ア) HACCP（危害要因分析・重要管理点）に沿った衛生管理の制度化を見据え、食品製造事業者の中小規模層におけるHACCPの導入を推進するため、HACCPに係る体制・施設の整備の支援、HACCP導入の前段階の衛生・品質水準の確保や消費者の信頼確保のための体制・施設の整備（高度化基盤整備）の支援、HACCP導入を担う人材の養成研修等の取組の支援及びHACCP手引書の作成の支援を実施します。
- (イ) 食品等事業者に対する監視指導や事業者による自主的な衛生管理を推進します。
- (ウ) 食品衛生監視員の資質向上や検査施設の充実等を推進します。
- (エ) 長い食経験を考慮し使用が認められている既存添加物については、毒性試験等を実施し、安全性の検討を推進します。
- (オ) 国際的に安全性が確認され、かつ、汎用されている食品添加物については、国が主体的に指定に向けて検討します。
- (カ) 保健機能食品（特定保健用食品、栄養機能食品及び機能性表示食品）を始めとした健康食品について、事業者の安全性の確保の取組を推進するとともに、保健機能食品制度の普及・啓発に取り組みます。
- (キ) 特定危険部位（SRM）の除去・焼却、BSE検査の実施等により、食肉の安全を確保します。

ウ 危機管理等に関する取組

(ア) 食品関係事業者のコンプライアンス確立のための取組

食品関係事業者の自主的な企業行動規範等の策定を促すなど食品関係事業者のコンプライアンス（法令の遵守及び倫理の保持等）確立のための各種取組を促進します。

(イ) 危機管理体制の整備

a 食品の摂取による人の健康への重大な被害が拡大することを防止するため、関係府省庁の消費者安全情報総括官等による情報の集約及び共有を図ります。

b 食品安全に関する緊急事態等における対応体制を点検・強化します。

c 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会での食品テロを防止するため、対策の構築に取り組みます。

エ 輸入に関する取組

輸出国政府との二国間協議や在外公館を通じた現地調査等の実施、情報等を入手するための関係府省の連携の推進、監視体制の強化等により、輸入食品の安全性の確保を図ります。

(2) 食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保

ア 食品表示の適正化の推進

(ア) 食品表示に関する規定を一元化した「食品表示法」（平成25年法律第70号）の下、関係府省の連携を強化して立入検査等の監視業務を実施するとともに、科学的な分析手法の活用等により、効果的・効率的な監視を実施します。また、「不当景品類及び不当表示防止法」（昭和37年法律第134号）に基づき、関係府省が連携した監視体制の下、外食メニュー等の適切な表示を推進します。

(イ) 29年9月に施行された新たな加工食品の原料原産地表示については、引き続き、消費者、事業者等への普及・啓発を行い、理解促進を図ります。

(ウ) 米穀等については、「米穀等の取引等

に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（平成21年法律第26号、以下「米トレーサビリティ法」という。）により産地情報伝達の徹底を図ります。

イ 流通段階における取組

(ア) 食品事故等発生時の原因究明や商品回収等の円滑化に資するため、食品のトレーサビリティに関し、米穀等については、米トレーサビリティ法に基づき、制度の適正な運用に努めます。他の飲食料品については、「実践的なマニュアル」の活用等により、トレーサビリティの取組の拡大を図るよう、その普及・啓発に取り組みます。

(イ) 国産牛肉については、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（平成15年法律第72号）による制度の適正な実施が確保されるようDNA分析技術を活用した監視等を実施します。

ウ フード・コミュニケーション・プロジェクトの推進

消費者の「食」に対する信頼向上に向けた食品関連事業者の主体的な活動を促すため、フードチェーンの各段階で事業者間のコミュニケーションを円滑に行い、食品事業者の取組を消費者まで伝えていくためのツールの普及等を進めます。

エ 消費者への情報提供

(ア) 食品安全等について、消費者に分かりやすいwebサイトによる情報提供を行います。

(イ) 「消費者の部屋」等において、消費者からの相談を受け付けるとともに、特別展示等を開催し、農林水産行政や食生活に関する情報を幅広く提供します。

2 幅広い関係者による食育の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承

(1) 食育の推進と国産農産物の消費拡大

ア 国民運動としての食育の推進

(ア) 「第3次食育推進基本計画」（28年3月

策定)等に基づき、関係府省庁が連携しつつ、様々な分野において国民運動として食育を推進します。

- (イ) 朝ごはんを食べること等、子供の基本的な生活習慣を育成するための「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進します。
- (ウ) 国民運動として食育を推進するため、食育推進全国大会や食育活動表彰を実施するとともに、「第3次食育推進基本計画」の主要課題の解決に向けた実態調査や事例調査等を実施します。

イ 地域における食育の推進

郷土料理等地域の食文化の継承や農林漁業体験機会の提供、和食給食の普及、共食機会の提供、地域で食育を推進するリーダーの育成等、地域で取り組む食育活動を支援します。

ウ 学校における食育の推進

家庭や地域との連携を図るとともに、学校給食を教材として活用しつつ給食の時間を始めとする関連教科等において食に関する指導を行い、学校における食育の推進を図ります。

エ 国産農産物の消費拡大の促進

- (ア) 食品関連事業者と生産者団体、国が一体となって、食品関連事業者等における国産農産物の利用促進の取組等を後押しするなど、国産農産物の消費拡大に向けた取組を実施します。
- (イ) 地域の生産者等と協働し、日本産食材の利用拡大や日本の食文化の海外への普及等に貢献した料理人を顕彰する制度である「料理マスターズ」を引き続き実施します。
- (ウ) 学校給食等における米の利用の促進、朝食欠食の改善等による米消費拡大を図るため、地域における商品開発、販路開拓、全国段階における商談会、消費拡大フェア等を支援します。また、消費者ニーズに対応した新たな米の需要創出に向けた取組を支援します。
- (エ) 米粉の国内・海外の需要獲得に向け、

米粉の用途別基準・ノングルテン表示基準を活用した魅力ある製品開発を推進するほか、当該基準等により多様化が見込まれる需要者ニーズに応じた米粉用米の生産・利用体制構築の取組や輸出拡大の取組を支援します。

- (オ) 「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」(平成21年法律第25号)に基づき、米粉用米、飼料用米の利用促進を図るため、米粉用米、飼料用米の生産・利用拡大や必要な機械・施設の整備等を総合的に支援します。
- (カ) 麦や大豆等の生産拡大を図るため、需要に応じた品種の作付けや、実需者等と産地が連携した特色のある製品づくりを推進し、需要の拡大を図ります。
- (キ) 飼料用米を活用した豚肉、鶏卵等のブランド化を推進するための付加価値の向上等に向けた新たな取組を支援します。

オ 地産地消の推進

地産地消の中核的施設である農産物直売所の運営体制強化のための検討会の開催及び観光需要向けの商品開発や農林水産物の加工・販売のための機械・施設等の整備を支援するとともに、学校給食等の食材として地場産農産物を安定的に生産・供給する体制の構築に向けた取組やメニュー開発等の取組を支援します。

カ 「食と農林漁業の祭典」の開催

生産者と消費者の結び付きを強化し、我が国の「食」と「農林漁業」についてのすばらしい価値を国内外にアピールするため、「食と農林漁業の祭典」を開催します。

(2) 和食文化の保護と次世代への継承

ユネスコ無形文化遺産に登録された和食文化を国民全体で保護・継承するため、次世代継承型の食育活動として、食習慣を変えることに抵抗感の少ないと考えられるライフステージ(幼少期、育児世代等)にある者に対し、和食文化に慣れ親しみ、日々の食生活に取り入れることを促す集中的な和食文化の普及活動に取り組めます。ま

た、メディア等と連携して和食文化の魅力等を効果的に発信することで、国民に食生活の見直し等を促し、和食文化の次世代への継承を図ります。

3 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓

(1) 6次産業化等の取組の質の向上と拡大に向けた戦略的推進

ア 6次産業化等の推進

都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業、商工、金融機関等の関係機関で構成される6次産業化・地産地消推進協議会を設置し、6次産業化等戦略を策定する取組を支援します。

また、6次産業化等に取り組む農林漁業者等に対するサポート体制を整備するとともに、農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築して行う新商品開発・販路開拓の取組、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（平成22年法律第67号）等に基づき認定された農林漁業者等が農林水産物を加工・販売するための機械・施設の整備等を支援します。

さらに、市町村の6次産業化等に関する戦略に沿って、市町村が地域ぐるみで行う6次産業化の取組を支援します。

イ 農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用

農林漁業成長産業化ファンドを通じて、農林漁業者が主体となって流通・加工業者等と連携して取り組む6次産業化の事業活動に対し、資本の提供と経営支援を一体的に実施します。

(2) 食品産業の競争力の強化

ア 新たな市場を創出するための環境づくり

(ア) 介護食品に関する検討

地場産農林水産物等を活用した介護食品（スマイルケア食）の開発や、介護食品の配食サービス実証、セミナー開催等

の普及のための取組を支援します。また、パンフレットや映像等の教育ツールを用いてスマイルケア食の普及を図ります。

(イ) 「強み」のアピールにつながるJAS規格等の検討

製品の品質や特色、事業者の技術や取組について、説明・証明、信頼の獲得を容易にし、取引の円滑化に資するよう、訴求力の高いJAS規格の制定・活用等を進めます。また、これを足掛かりとした国際化を推進します。

イ 食品流通の効率化や高度化等

(ア) 流通・加工の業界構造の見直し

29年8月に施行された「農業競争力強化支援法」（平成29年法律第35号）に基づき、農産物流通・加工の合理化を図るため、流通・加工業界の再編に係る取組の支援等を実施します。

(イ) 卸売市場を含めた食品流通構造改革

卸売市場を食品流通の核としつつ、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進することにより、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応を図る「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案」を第196回国会に提出したところです。

(ウ) 商品先物市場の活性化

a 商品先物市場の健全な運営を確保するため、商品先物市場の監視を行うとともに、外国規制当局と協力しつつ適切な市場管理を行います。

b 顧客の保護及び取引の適正化を図るため、「商品先物取引法」（昭和25年法律第239号）の迅速かつ適正な執行を行います。

ウ 生産性向上等の取組

家族経営等、中小規模の事業者が多い食品産業の生産性向上等に向けた民間の気運を醸成する表彰事業を通じて、外食産業の振興に取り組めます。また、外食・中食産

業の生産性向上を図るため、外部のコンサルティングによる改善モデルを創出し、動画等を通じて横展開する取組を行います。さらに、ICT・ロボット・AI技術の活用実証や、食品事業者の生産性向上に対する意識改革を目的とした研修会の開催等により、食品産業におけるイノベーションを創出し、食品製造業から外食・中食産業に至る食品産業全体の生産性向上を支援します。

エ 環境問題等の社会的な課題への対応

(ア) 食品ロスの削減に向けた取組

個別企業等では解決が困難な商慣習の見直しに向けたフードチェーン全体の取組や、フードバンク活動を行う団体が食品関連事業者からの信頼を向上させ食品の受入量拡大を図る取組等を支援します。また、食品ロスの削減による環境負荷の低減効果の「見える化」や「環境にやさしい買物キャンペーン」等により、都道府県・市町村、食品関連事業者等の協力を得て食品ロス削減を含めた3R行動の実施を消費者に呼びかけます。

(イ) 食品産業における環境負荷の低減及び資源の有効利用

a 食品循環資源有効利用促進対策

食品流通の川下における食品循環資源の再生利用等を促進するため、地域における多様な食品リサイクルループの形成に向け、食品関連事業者、再生利用事業者、農業者等の関係者間のマッチングを支援します。また、食品小売業者や外食事業者等が、再生利用事業者、農業者等と連携して、メタン発酵消化液等の肥料利用を行うための取組を支援します。

b 容器包装リサイクル促進対策

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成7年法律第112号)に基づく、義務履行の促進、容器包装廃棄物の排出抑制のための取組として、食品関連事業者への点検指導、食品小売事業者からの定期報告の提

出の促進等を実施します。また、容器包装の環境配慮設計を進めるため、食品ロス削減にも資する容器包装の高機能化に関わる食品産業の取組を消費者に伝えます。

c CO2排出削減対策

食品産業におけるCO2排出削減に向けた多様な取組事例の調査・検討・分析を実施し、研修会及び優良事例の表彰を開催するとともに、低炭素社会実行計画の進捗状況の点検等を実施します。

(ウ) 高齢化の進展等に対応した食料提供等
食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる「食料品アクセス問題」を抱える市町村等が民間事業者等と連携した取組を支援します。

4 グローバルマーケットの戦略的な開拓

(1) 官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進

ア オールジャパンでの輸出促進体制の整備

31年に輸出額を1兆円とする目標の達成に向けて官民一体となって「農林水産物の輸出力強化戦略」(28年5月策定、以下「輸出力強化戦略」という。)の着実な実行に努め、以下の取組を行います。

(ア) 輸出戦略実行委員会において、輸出力強化戦略の実行状況の検証を行います。

(イ) 水産物、コメ・コメ加工品、林産物(木材)、花き、青果物、畜産物、茶及び加工食品(菓子)の品目別輸出団体が、輸出戦略実行委員会の品目部会で決定した品目別取組方針に基づき、オールジャパンで取り組む日本製品のPRや販路開拓の取組を支援します。

(ウ) 「日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO)」による新たな海外市場の開拓・拡大のための戦略的プロモーション等を実施します。また、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)への予算措置を通じて、輸出相談窓口のワンストップ対応、専門家による支援、

セミナーの開催、国内外での商談、見本市への出展、様々な国内支援機関が参加する「新輸出大国コンソーシアム」による支援等、輸出に取り組む事業者を継続的にかつ一貫して支援します。

イ 輸出阻害要因の解消等による輸出環境の整備

(ア) 農産物等輸出促進

- a 23年3月の東電福島第一原発事故を受けて、諸外国・地域において日本産食品に対する輸入規制が行われていることから、関係省庁が協力し、各種資料・データを提供しつつ輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけを引き続き実施します。
- b 日本産食品等の安全性や魅力に関する情報を諸外国・地域に発信するほか、海外におけるプロモーション活動の実施により、日本産食品等の輸出回復に取り組めます。
- c 輸出力強化戦略に基づく輸出環境整備に向けた取組として、放射性物質に係る諸外国の輸入規制の撤廃・緩和等の政府間交渉に必要となる科学的データの収集や、現行では輸出先国で使用が認められていない既存添加物の登録申請等に取り組む民間団体等への支援を行います。
- d 輸出先となる事業者等から求められるHACCP、GAP等の認証取得を促進します。また、国際的な取引にも通用する、HACCPをベースとした食品安全管理に関する規格・認証の仕組みやGAPに関する認証の仕組みの構築を推進し、その国際規格化に向けた取組を支援します。
- e 輸出先国・地域における農薬の残留基準に対応するための防除マニュアルについて、普及指導員等を通じて生産現場への普及を進めるとともに、防除マニュアル活用の優良事例を広く公表することにより、輸出に向けた取組の円滑化を図ります。また、ニーズに応じた専門家を産

地に派遣し、輸出先国・地域の残留基準や植物防疫条件を満たす栽培方法や選果等の技術的指導を行うなど、輸出に取り組もうとする産地を支援します。

(イ) 輸出検疫

- a 輸出植物解禁協議を迅速化するため、技術的データ等の蓄積を都道府県等との連携の下で集中的、体系的に進めるとともに、害虫の殺虫効果に関するデータを蓄積して検疫処理技術を確立し、国際基準化に向けた取組を推進します。また、畜産物の輸出先国が求める家畜衛生上の要件に対応するため、EBL（牛白血病）等の家畜の伝染性疾病対策を支援するとともに、野生動物を対象とした豚コレラ等の伝染性疾病の検査を行います。
- b 輸出先国の検疫条件に則した防除体系、栽培方法、選果等の技術や訪日外国人旅行者による携帯品（お土産）の持ち帰りを普及するためのサポート体制を整備するとともに、卸売市場や集荷地等での輸出検査を行うことにより、産地等の輸出への取組を支援します。
- c 輸出解禁協議については、輸出戦略実行委員会で優先的に取り組むべき輸出環境課題として整理された国・品目を対象に、産地と連携しつつ、重点的かつ戦略的に推進します。
- d 輸出検疫の円滑化、輸出可能品目の訪日外国人旅行者への情報提供、訪日外国人旅行者が直売所等で購入した農畜産物を動植物検疫を経て空港等で受け取ることができる体制の整備と、整備された検疫受検方法の周知等により、お土産としての農畜産物の持ち帰りを推進します。

(ウ) フードバリューチェーンの構築

開発途上国等において、官民連携によるフードバリューチェーンの構築を図るため、「グローバル・フードバリューチェーン戦略」（26年6月策定）に基づき、官民協議会や二国間政策対話等を活用して、我が国食産業の海外展開等によ

るコールドチェーン（低温流通体系）、流通販売網等の輸出環境の整備を推進します。

ウ 輸出促進等に向けた日本食や日本の食文化の海外展開

海外の市場拡大を目指して日本食・食文化の魅力を適切かつ効果的に発信する取組を推進します。

(ア) 日本食・食文化の魅力発信による農産物等の輸出促進を加速化するため、トップセールスの実施、料理学校や在外公館等と連携した日本産食材の活用促進、海外メディア等を活用した取組を実施します。

(イ) 日本食・食文化の普及を担う海外人材の育成、日本食レストランの海外出店をサポートするための取組や海外の飲食店等へ向けた日本産食材供給体制を強化する取組等を支援します。

(ウ) 増大するインバウンドを国産農林水産物・食品の需要拡大や農山漁村の活性化につなげていくため、農泊と連携しながら、地域の食や農林水産業、景観等の観光資源を活用して訪日外国人旅行者をもてなす取組を認定し、一体的に海外に発信します。

(2) 食品産業のグローバル展開

ア 海外展開による事業基盤の強化

(ア) 日本の「食文化・食産業」の海外展開を促進するため、海外展開における阻害要因の解決を図るとともに、グローバル人材の確保に向け、食関連企業及びアセアン各国の大学と連携し、食品加工・流通等に関する教育を行う取組等を推進します。

(イ) 輸出力強化戦略に沿った取組を円滑に進めるために、JETROにおいて、商品トレンドや消費者動向等を踏まえた現場目線の情報提供やその活用ノウハウを通じたサポートを行うとともに、輸出先国バイヤーの発掘・関心喚起等輸出環境整備に引き続き取り組めます。また、独立

行政法人中小企業基盤整備機構では、実現可能性調査支援等を通じ、食品分野も含めた中小企業の海外展開を支援します。

イ ビジネス投資環境の整備

「グローバル・フードバリューチェーン戦略」に基づき、我が国食産業の海外展開を図るため、二国間政策対話や経済連携等を活用し、ビジネス投資環境の整備を推進します。

ウ 食料産業における国際標準への戦略的対応

我が国の食品産業事業者の国際的な取引における競争力を確保し、消費者に対してより安全な食品を供給するため、日本発の国際的に通用するHACCPをベースとした食品安全管理に関する規格や認証の仕組みの構築とその国際規格化に向けた取組を官民が連携して推進します。あわせて、事業者におけるHACCP等食品安全に関する知識を有する人材や国際的な基準の策定等の過程に参画できる人材の育成と、我が国におけるこうした取組の海外への積極的な発信等を推進します。

(3) 知的財産の戦略的な創造・活用・保護

ア 品質等の特性が産地と結び付いている我が国の伝統的な農林水産物・食品を登録・保護する地理的表示（GI）保護制度の円滑な運用を図るとともに、引き続き、登録申請に係る支援や制度の周知と理解の促進に取り組めます。また、GIの活用を促すため、全国のGI産地・GI産品を流通関係者や消費者等に紹介する展示会等を開催し、制度の普及・活用を推進します。あわせて、制度の適切な運用を図るため、登録生産者団体等に対する定期検査を行います。

イ 各地域・産品の実情に応じた知的財産の保護・活用を図るため、申請者の視点に立ち、農林水産省と特許庁が協力しながら、特許、商標、営業秘密、GI及び植物品種の育成者権等の相談に対応します。

ウ 我が国種苗の海外への流出・無断増殖を防止するため、海外における品種登録（育成者権取得）や侵害対策に対して支援するとともに、品種保護に必要となる検査手法・DNA品種識別法の開発等の技術課題の解決や、東アジアにおける品種保護制度の整備を促進するための協力活動等を推進します。

エ 日本のGI産品等の保護のため、国際協定による諸外国とのGIの相互保護に向けた取組を進めます。また、海外における日本のGI等を調査し、都道府県等の関係機関と共有するとともにGIに対する侵害対策等の支援を行い、海外における知的財産侵害対策の強化を図ります。

オ 農業分野のICT規格の標準化を図るため、実証展示ほにおいて農業分野のICT関連のシステムの接続性及び互換性を検証し、ICT関連事業者に採用される標準化技術仕様の策定を支援します。

カ データ化された栽培ノウハウ等、農業分野の価値あるデータについて、知的財産としての保護・利活用に関するガイドラインに盛り込むべき内容を明確化し、ガイドラインの取りまとめに向けた検討を行います。

5 様々なリスクに対応した総合的な食料安全保障の確立

(1) 食料供給に係るリスクの定期的な分析、評価等

主要な農林水産物の供給に影響を与える可能性のあるリスクを洗い出し、そのリスクごとの影響度合、発生頻度、対応の必要性等について分析、評価を行います。また、不測の事態が発生した場合に備え、「緊急事態食料安全保障指針」（24年9月策定）に基づく具体的な対応手順等について、引き続き関係者との共有を図ります。

(2) 海外や国内におけるリスクへの対応

「緊急事態食料安全保障指針」に基づき、食料の安定供給を確保するための平時の取

組を行います。また、食料の安定供給に関するリスクの定期的な分析・評価結果を踏まえ、平素から、食料供給への影響を軽減するための対応策を検討・実施します。

ア 国際的な食料需給の把握、分析

省内外において収集した国際的な食料需給に係る情報を一元的に集約するとともに、我が国独自の短期的な需給変動要因の分析や、中長期の需給見通しを策定し、これらを国民に分かりやすく発信します。

イ 輸入穀物等の安定的な確保

(ア) 輸入穀物の安定供給の確保

穀物の輸入先国との緊密な情報交換等を通じ、安定的な輸入を確保します。

輸入依存度の高い飼料穀物について、不測の事態における海外からの供給遅滞・途絶、国内の配合飼料工場の被災に伴う配合飼料の急激な逼迫等に備え、配合飼料メーカー等が事業継続計画に基づいて実施する飼料穀物の備蓄の取組に対して支援します。

(イ) 国際港湾の機能強化

a ばら積み貨物の安定的かつ安価な輸入を実現するため、大型船に対応した港湾機能の拠点的確保や企業間連携の促進等による効率的な海上輸送網の形成に向けた取組を引き続き推進します。

b 国際海上コンテナターミナル、国際ターミナルの整備等、国際港湾の機能強化を推進します。

(ウ) 海外農業投資の支援

国民への食料の安定供給の確保に向け、穀物等の調達に関する取組の強化や我が国からの海外農業投資の促進を図るため、各国との政策対話と国内での官民協議会とを連携させて取り組みます。

(エ) 肥料原料の供給安定化対策

肥料原料については、海外からの輸入への依存度を低減させるため、国内の未利用資源の活用に向けた技術開発、実証・実用化等をコストに配慮しつつ推進します。

(オ) 遺伝資源の収集・保存・提供機能の強化

食料の安定供給に資する品種の育成・改良に貢献するため、農業生物資源ジェンバンクにおいては、収集した遺伝資源を基に、幅広い遺伝変異をカバーしたコアコレクションの整備を進め、植物・微生物・動物遺伝資源の更なる充実と利用者への提供を促進します。また、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（ITPGR）の枠組みを活用した他国との植物遺伝資源の相互利用や、植物遺伝資源に関するアジア諸国との二国間共同研究等を推進することによって、海外遺伝資源の導入環境を整備します。

ウ 国際協力の新展開

(ア) 世界の食料安全保障に係る国際会議への参画等

G7サミット・G20サミット及びその関連会合、アジア太平洋経済協力（APEC）関連会合、ASEAN＋3農林大臣会合、世界食料安全保障委員会（CFS）等FAO関連会合、経済協力開発機構（OECD）農業委員会等世界の食料安全保障に係る国際会議等に積極的に参画し、持続可能な農業生産の増大、生産性の向上及び多様な農業の共存に向けて国際的な議論に貢献します。また、フードバリューチェーンの構築が農産物の付加価値を高め、農家・農村の所得向上と食品ロス削減に寄与し、食料安全保障を向上させる上で重要であることを発信します。

(イ) 官民連携によるフードバリューチェーンの構築

- a フードバリューチェーンの構築に向け、官民連携による二国間政策対話や共同ミッションの派遣、生産・流通・投資環境調査等を実施し、民間投資と連携した国際協力を推進します。
- b TICAD VI（第6回アフリカ開発会議）で採択されたナイロビ実施計画の着

実な推進に向け、アフリカにおけるフードバリューチェーン構築に資する、農家のマーケティング能力の向上等、人材育成等を支援します。

(ウ) 飢餓・貧困対策への貢献

- a 途上国・新興国における栄養不良人口の削減に貢献するため、現地調査、栄養改善に関する将来的なビジネス展開のためのセミナーの開催や情報発信等を支援します。
- b 飢餓・貧困の削減に向け、米等の生産性向上のための研究や技術普及等を支援します

(エ) 気候変動や越境性動物疾病等の地球規模の課題への対策

- a パリ協定を踏まえた森林減少・劣化抑制、干ばつ等に適応した生産性向上システムや温室効果ガス削減につながる栽培技術の開発等の気候変動対策や、アジアにおける口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ等の越境性動物疾病及び薬剤耐性菌対策等を推進します。
- b 東アジア地域における食料安全保障の強化と貧困の撲滅を図るため、大規模災害等の緊急時に米を放出するASEAN＋3緊急米備蓄（APTERR）の取組推進への支援を行います。

エ 動植物防疫措置の強化

(ア) 家畜防疫体制の強化や植物病虫害の防除の徹底

世界各国における口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況、地球温暖化に伴う新たな植物病虫害の侵入等を踏まえ、国内における家畜の伝染性疾病や植物の病虫害の発生予防及びまん延防止対策、発生時の危機管理体制の整備等を実施します。

(イ) 輸入検疫体制の強化

- a 家畜防疫官・植物防疫官の適切な配置及び動植物検疫探知犬の増頭等検査体制の整備・強化により、円滑で確実な水際対策を講ずるとともに、家畜の伝染性疾

病及び植物の病害虫の侵入・まん延を防止します。

b 政府が輸入する米麦について残留農薬等の検査を実施します。

(ウ) 産業動物獣医師の育成・確保

地域の産業動物獣医師への就業を志す獣医大学への地域枠入学者・獣医学生への修学資金の貸与、獣医学生を対象とした産業動物獣医師の業務について理解を深めるための臨床研修や女性獣医師等を対象とした職場復帰・再就職に向けたスキルアップのための研修等の実施による産業動物獣医師の育成等の支援、産業動物獣医師の提供体制整備に取り組む地域への支援を実施します。

オ 食品流通における不測時への備えの強化

(ア) 米穀の備蓄運営について、米穀の供給が不足する事態に備え、国民への安定供給を確保するため、100万t程度(30年6月末時点)の備蓄保有を行います。

(イ) 海外依存度の高い小麦について、港湾スト等により輸入が途絶した場合に備え、外国産食糧用小麦需要量の2.3か月分を備蓄し、そのうち政府が1.8か月分の保管料を助成します。

(ウ) 緊急時に備えた家庭における食料品の備蓄を推進します。

6 国際交渉への戦略的な対応

(1) EPA(経済連携協定)/FTA(自由貿易協定)への取組等

東アジア地域包括的経済連携(RCEP)、日中韓FTA等の経済連携について、我が国の農林水産品がこれらの交渉において慎重に扱うべき事項であることに十分配慮し、重要品目の再生産が引き続き可能となるよう、交渉を行います。

(2) WTO交渉における取組

「多様な農業の共存」という基本理念の下、食料輸出国と輸入国のバランスの取れた農産物貿易ルール確立に向けて、WTO交渉の前進と、多角的貿易体制の維

持・強化に積極的に貢献していきます。

III 農業の持続的な発展に関する施策

1 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保

(1) 法人化、経営の多角化等を通じた経営発展の後押し

ア 担い手への重点的な支援の実施

(ア) 認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮して経営発展できるよう、担い手に対する農地の集積・集約化の促進や経営所得安定対策、出資や融資、税制等、経営発展の段階や経営の態様に応じた支援を行います。

(イ) 担い手の育成・確保に向けた施策について、構造改革の進展の状況を踏まえつつ、担い手の経営発展に資するよう、分析、検証を行っていきます。

イ 農業経営の法人化等の加速化

(ア) 経営意欲のある農業者が創意工夫を活かした農業経営を展開できるよう、農業者の経営課題に対し適切にアドバイスする相談体制を整備し、経営相談・経営診断や専門家派遣を通じて支援することにより、農業経営の法人化を促進します。

(イ) 労働力不足の状況に対応し、農業法人において、幅広い年齢層や他産業からの人材等の活用を図るため、他産業並の就業環境の整備を推進するとともに、従業員のキャリアパスとして新たな法人を設立する取組等を促進します。

(ウ) 担い手が少ない地域においては、地域における農業経営の受皿として、集落営農の組織化を推進するとともに、これを法人化に向けての準備・調整期間と位置付け、法人化を推進します。

ウ 経営の多角化・複合化

雇用労働力の有効活用や農業機械等の経営資源の有効利用、価格変動や自然災害による経営リスクの分散等を図るため、経営

の多角化や複合化を推進します。また、これらの経営体の経営発展を図るため、農林水産祭等において優れた経営体の表彰を行います。

(2) 新規就農や人材の育成・確保、経営継承等

ア 青年層の新規就農

(ア) 将来の我が国の農業を支える人材を確保するためには、青年新規就農者を増大させる必要があることから、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、

- ① 就農前の研修（2年以内）の後押しと就農直後（5年以内）の経営確立に資する資金の交付
- ② 農業法人等が実施する新規就農者に対する実践研修への支援を行います。

(イ) 初期投資の負担を軽減するため、農業機械等の取得に対する補助や無利子資金の貸付けを行います。

(ウ) 労働環境や人材育成面等で若者を惹きつける魅力ある農業経営体の姿を「見える化」するとともに、職業としての農業への理解を促進し、若者の就農意欲を喚起する活動、就農希望者等に対する全国的な求人情報等の提供や就農相談、就農前の短期間就業体験（インターンシップ）の実施を一体的に支援します。

(エ) 地域の農業大学校、農業高校等の卒業生の就農を促進するため、関係府省や都道府県等の連携の下、先進的な農業経営の学習の充実や就農支援体制の強化等を推進します。

(オ) 次世代の農業経営者育成キャリアパスを明確化するため、農業大学校の専門職大学化を推進します。

イ 経営感覚を持った農業者の育成・確保

(ア) 今後の地域農業のリーダーとなる人材の層を厚くするため、高度な経営力、地域リーダーとしての人間力等を養成する高度な農業経営者育成教育機関が実施す

る研修等を支援します。また、優れた経営感覚を備えた農業者の育成支援のため、農業者が営農しながら経営ノウハウを学べる「農業経営塾」の創出・展開を支援します。

(イ) 社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う専門高校を指定し、取組を支援します。

ウ 次世代の担い手への円滑な経営継承

今後、担い手の優れた技術や農地等の経営資源を確実に次世代の担い手に継承していくため、農業法人や大規模な家族経営体が経営継承に関する理解を深め、円滑な経営継承が図られるための取組を推進します。

エ 企業の農業参入

企業の農業参入は、特に担い手が不足している地域においては農地の受皿として期待されていることから、農地中間管理機構を中心としてリース方式による企業の参入を促進します。

2 女性農業者が能力を最大限発揮できる環境の整備

(1) 女性の活躍推進

女性農業者が、その能力を最大限に発揮し、農業経営や6次産業化を展開することができる環境を整備するため、経営体向け補助事業について女性農業者等による積極的な活用を促進するほか、地域農業における次世代のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成及び女性が働きやすい環境整備に取り組む経営体を育成するための取組を推進します。

また、女性農業者の知恵と民間企業の技術、ノウハウ、アイデア等を結び付け、新たな商品やサービス開発等を行う「農業女子プロジェクト」の活動を拡大します。

(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

ア 地域農業に関する方針等に女性農業者等の声を反映させるため、人・農地プランを検討する場への女性農業者の参画を義務付けます。

イ 「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」(平成27年法律第63号)による28年4月改正後の「農業委員会等に関する法律」(昭和26年法律第88号)及び「農業協同組合法」(昭和22年法律第132号)において、農業委員会の委員や農業協同組合の役員について、年齢及び性別に著しい偏りが生じないよう配慮しなければならない旨の規定が置かれたことを踏まえ、委員・役員の任命・選出が男女共同参画の視点から行われるよう、女性の参画拡大に向けた取組をより一層促進します。

3 農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化と農地の確保

(1) 担い手への農地集積・集約化の加速化

ア 人・農地プランの活用

各地域の人と農地の問題を解決していくため、人・農地プランの作成と定期的な見直しを推進します。その際、地域内外の幅広い関係者が参画した徹底的な話し合いを進め、担い手を同プランに位置付けていくとともに、話し合いにおける農地情報公開システム(全国農地ナビ)の活用を推進します。

人・農地プランに即して担い手が行う経営規模の拡大等の取組を、融資等を通じて促進します。

イ 農地中間管理機構のフル稼働

全都道府県に設立された農地中間管理機構の取組を更に加速化させ、担い手への農地の集積・集約化を進めます。

(2) 荒廃農地の発生防止・解消等

農業者等が行う、荒廃農地を再生利用する取組を推進するとともに、「農地法」(昭和27年法律第229号)に基づく農業委員

会による利用意向調査・農地中間管理機構との協議の勧告等の一連の手続を活用して再生利用可能な遊休農地の農地中間管理機構への利用権設定を進めることにより、荒廃農地の発生防止と解消に努めます。

(3) 農地転用許可制度等の適切な運用

農地の転用規制及び農業振興地域制度の適正な運用を通じ、優良農地の確保に努めます。

4 担い手に対する経営所得安定対策の推進、収入保険等の実施

(1) 担い手を対象とした経営所得安定対策の着実な推進

担い手の農業経営の安定を図り、我が国農業の更なる構造改革を進める観点から、「畑作物の直接支払交付金」(ゲタ対策)と「米・畑作物の収入減少影響緩和対策」(ナラシ対策)について、引き続き、認定農業者、認定新規就農者、集落営農を対象として、規模要件を課さずに実施します。

ア 畑作物の直接支払交付金

諸外国との生産条件の格差から生じる不利がある畑作物(麦、大豆、てんさい、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね)を生産する農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差に相当する額を直接交付する「畑作物の直接支払交付金」(ゲタ対策)を実施します。

イ 米・畑作物の収入減少影響緩和対策

国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要なもの等で、収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和する必要がある農産物を生産する農業者に対して、農業者拠出に基づくセーフティネットとして、「米・畑作物の収入減少影響緩和対策」(ナラシ対策)を実施します。

(2) 経営の新たなセーフティネットとしての収入保険等の実施

「農業保険法」(昭和22年法律第185号)に基づき、農業経営全体の収入に着目した収入保険を実施するとともに、災害等によ

る損失を補償する農業共済を実施します。

5 構造改革の加速化や国土^{きょうじん}強^{きょうじん}靱^{きょうじん}化に資する農業生産基盤整備

農地集積の加速化、農業の高付加価値化に資する農地の大区画化・汎用化や畑地かんがい等の整備、老朽化した農業水利施設の長寿命化・耐震化等を推進します。

また、生態系や景観等の農村環境の保全・形成に配慮した農業生産基盤の整備を推進します。

(1) 力強い農業を支える農業生産基盤整備

ア 大区画化・汎用化等の基盤整備を実施し、農地中間管理機構とも連携した担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化を推進します。

イ 農地整備状況について、地理情報システムを活用した情報の可視化、共有を図ります。

ウ パイプライン化やICTの導入等により、水管理の省力化と担い手の多様な水利用への対応を実現する新たな農業水利システムを構築し、農地集積の加速化を推進します。

(2) 老朽化等に対応した農業水利施設の持続的な保全管理

ア 点検、機能診断及び監視を通じた適切なリスク管理の下での計画的かつ効率的な補修、更新等により、施設の徹底した長寿命化とライフサイクルコストの低減を図ります。

イ 地理情報システムを活用した農業水利施設に係る点検、機能診断結果等の情報の蓄積、可視化、共有を推進します。

(3) 農村地域の^{きょうじん}強^{きょうじん}靱^{きょうじん}化に向けた防災・減災対策

ア 基幹的な農業水利施設やため池等の耐震診断やハザードマップの作成、耐震対策、集中豪雨による農村地域の洪水被害防止対策等のハード面とソフト面を組み合わせた防災・減災対策を実施します。特にため池については、下流に住宅や公共施設等があ

り、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれがあるなどの防災重点ため池の対策を実施します。

イ 津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害等から農地等を防護するため、海岸保全施設の整備等を実施します。

(4) 農業・農村の構造の変化等を踏まえた土地改良制度の検証・検討

土地改良法の改正により創設した、農地中間管理機構が借り入れている農地について、都道府県が農業者からの申請によらず、農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業等について、30年度から着実に実施していきます。また、土地改良区の組合員資格に係る制度を見直すとともに、土地改良区の体制を改善するため、「土地改良法の一部を改正する法律案」を第196回国会に提出したところです。

6 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革

(1) 需要に応じた米の生産・販売の推進、飼料用米等の戦略作物の生産拡大

ア 需要に応じた米の生産・販売の推進

(ア) 需要に応じた生産・販売を推進するため、水田活用の直接支払交付金による支援、外食・中食等のニーズに応じた生産と播種前契約、複数年契約等による安定取引の一層の推進、県産別、品種別等のきめ細かい需給・価格情報、販売進捗情報、在庫情報の提供、都道府県別、地域別の作付動向（中間的な取組状況）の公表等の環境整備を推進します。

(イ) 国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が主体的に需要に応じた生産・販売を行うため、行政、生産者団体、現場が一体となって取り組みます。

イ 戦略作物の生産拡大

食料自給力・食料自給率の維持向上を図るため、麦、大豆、飼料用米等、戦略作物の本作化を進めるとともに、地域の特色の

ある魅力的な産品の産地づくりに向けた取組を支援することにより、水田のフル活用を図ります。

具体的には、地域が作成する「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、産地づくりに向けた取組を支援します。

(2) 畜産クラスター構築等による畜産の競争力強化

ア 畜産・酪農の競争力強化

(ア) 畜産農家を始めとして、地域に存在する外部支援組織（コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション、ヘルパー等）や関連産業等の関係者（乳業、食肉センター等）が有機的に連携、結集し、地域ぐるみで収益性を向上させる畜産クラスターの取組を推進するため、新規就農者等の確保や経営資源の円滑な継承を促進するとともに、省力化機械の導入・活用、外部支援組織の活用による労働負担の軽減や経営規模拡大に資する施設の整備を支援します。また、国産チーズの競争力を高めるため、原料乳の低コスト・高品質化、製造コストの低減、品質向上・ブランド化等を推進します。

(イ) 酪農経営における性判別受精卵・精液を活用した優良な乳用後継雌牛の確保や和牛受精卵を活用した和子牛生産の拡大、和牛繁殖経営におけるICT等の新技術を活用した繁殖性の向上、新技術を活用した改良等による種豚の生産性の向上等を図る取組を支援します。

(ウ) 輸入飼料に過度に依存した畜産から国内の飼料生産基盤に立脚した畜産に転換するため、国産飼料の生産・利用の拡大や流通体制の強化、放牧の活用や食品残さ等の飼料利用の拡大等を推進します。

(エ) 需要面での変化については、人口減少等により、国内需要は減少が見込まれる中、チーズ、発酵乳、適度な脂肪交雑の

牛肉への需要の拡大や安全・安心への関心等を踏まえ、多様な消費者ニーズに的確に対応した生産等を推進します。また、酪農家による6次産業化の取組を支援するため、生乳取引の多様化を推進します。

(オ) 需給状況に応じた乳製品の安定供給の確保等を図るため、「畜産経営の安定に関する法律」（昭和36年法律第183号）に基づき、加工原料乳生産者補給金制度を適切に運用します。

(カ) 農業従事者の中でもとりわけ過酷な労働条件にある酪農家の「働き方改革」を推進するため、「農業競争力強化プログラム」（28年11月策定）に基づき、労働条件の改善に資する搾乳ロボットやパーラー等の機械装置の導入を短期・集中的に支援します。

イ 畜産・酪農関係の経営安定対策

経営安定対策として、以下の施策等を実施し、畜産農家等の経営安定を図ります。

(ア) 畜種ごとの経営安定対策

a 酪農関係では、①加工原料乳に対する加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金の交付、②加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填金の交付、③自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家（自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者）に対し、飼料作付面積に応じた交付金の交付等の対策

b 肉用牛関係では、①肉用子牛対策として、子牛価格が保証基準価格を下回った場合に補給金を交付する肉用子牛生産者補給金制度及び本制度を補完する肉用牛繁殖経営支援事業（肉専用種の子牛価格が発動基準を下回った場合に交付金を交付）、②肉用牛肥育対策として、粗収益が生産コストを下回った場合に補填金を交付する肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）

c 養豚関係では、粗収益が生産コストを

下回った場合に補填金を交付する養豚経営安定対策事業（豚マルキン）

d 養鶏関係では、鶏卵の取引価格が補填基準価格を下回った場合に補填金を交付する鶏卵生産者経営安定対策事業

(イ) 飼料価格高騰対策

配合飼料価格の大幅な変動に対応するための配合飼料価格安定制度を適切に運用するとともに、国産飼料の増産や食品残さ等を飼料として利用する取組等を推進します。

(3) 実需者ニーズ等に対応した園芸作物等の供給力の強化

ア 野菜関係対策

(ア) 野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給交付金の交付等により、野菜価格安定対策を的確かつ円滑に実施します。

(イ) 加工・業務用野菜への転換を推進する産地に対し、加工・業務用野菜の安定生産に必要な作柄安定技術の導入を支援するとともに、水田地帯において水稻から野菜等の園芸作物への転換を図り、実需者等の関係者と連携して取り組む新しい園芸産地の育成を推進します。あわせて、加工・業務用需要に対応したサプライチェーンの構築に加えて、加工・業務用野菜の生産を加速化するための新技術・機械化の導入等について支援します。

(ウ) 燃油価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、燃油価格高騰時のセーフティネットの構築を支援します。

イ 花き関係対策

「花きの振興に関する法律」（平成26年法律第102号）に基づき、以下の施策を実施します。

(ア) 国産花きの生産拡大等を図るため、生産者と川上及び川下の情報を的確に捉えた流通業者等が連携して取り組むニーズ

に合致した品目・品種の導入や栽培体系の実証等によるマーケットインの産地づくり、産地間連携の取組、盆栽等の事前隔離栽培の実証、需要拡大に向けた効果的なプロモーション活動等を支援します。

(イ) 輸出力強化戦略に基づき、全国花き輸出拡大協議会を核とし、オールジャパンの体制で行う国産花きの輸出拡大に向けた取組を推進します。

ウ 茶関係対策

茶の新需要開拓や高付加価値化に向け、実需者ニーズに即した新たな茶商品の生産・加工技術や機能性成分等の特色を持つ品種の導入、有機栽培への転換、てん茶（抹茶の原料）栽培に適した棚施設を利用した栽培法への転換や直接被覆栽培への転換、新たな抹茶加工技術の実証、残留農薬分析等を支援します。

エ 砂糖及びでん粉関係対策

「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」（昭和40年法律第109号）に基づき、さとうきび・でん粉原料用かんしょ生産者及び国内産糖・国内産いもでん粉の製造事業者に対して、経営安定のための支援を行います。

(4) 需要拡大が見込まれる有機農産物や薬用作物の生産拡大

ア 有機農産物関係対策

有機農業の面的拡大と有機農業により生産された農産物の安定的な供給体制を構築するため、マーケットインの発想を基本としたオーガニックビジネス実践拠点づくりに対する取組を支援するとともに、実践拠点の販売戦略を企画・提案するオーガニックプロデューサーの派遣等、ビジネス環境の整備や新規就農・転換者の定着・拡大等のための取組を支援します。また、有機JAS認証の取得を推進するとともに、輸出促進に向けた諸外国との有機同等性の取得等を推進します。

イ 薬用作物関係対策

薬用作物の産地形成を加速化させるため、地域の取組として、産地と実需者（漢方薬メーカー等）とが連携した栽培技術の確立のための実証ほの設置、優良種苗の安定供給に向けた取組、省力化のための農業機械の改良及び収穫まで複数年を要する薬用作物の新植への支援を行います。また、全国的な取組として、事前相談窓口の設置や技術アドバイザーの派遣等の栽培技術の指導体制の確立に向けた取組を支援します。

7 コスト削減や高付加価値化を実現する生産・流通現場の技術革新等

(1) 戦略的な研究開発と技術移転の加速化

ア 現場のニーズを踏まえた戦略的な研究開発

様々な農政の課題に技術面で的確に対応するため、「農林水産研究基本計画」（27年3月策定）に基づきつつ、攻めの農林水産業の展開に向けて、以下の施策を推進します。その際、農業現場のニーズに直結した戦略的な研究開発を推進するため、農業者や普及組織等から現場の意見を聴取するとともに、研究への参画を推進します。

(ア) 現場ニーズ対応型研究

農林漁業者、食品事業者のニーズを踏まえた明確な研究目標の下、農林漁業者、企業、大学、研究機関がチームを組んで行う、農林漁業者等への実装までを視野に入れた技術開発を推進します。

a 農林水産分野における気候変動・環境対応プロジェクト

(a) 畜産分野からの温室効果ガス排出削減技術の開発を推進します。

(b) 農作物の花粉媒介に貢献する野生の昆虫種の解明や生態系サービスを有効活用する基盤技術の開発を推進します。

(c) 気候変動に対応した品種・育種素材、生産安定技術及びほ場の排水・保

水機能活用手法の開発を推進します。

(d) 野生鳥獣による被害拡大への対応技術や海外からの有害動植物の検出・同定技術の開発を推進します。

b 生産現場強化プロジェクト

(a) 国産飼料の安定生産と利用促進のため、栄養価が高く、輸入飼料と同等の価格の自給濃厚飼料の生産・調製・利用技術の開発を推進します。また、大豆等の収益力向上のため、多収阻害要因を特定して収量の高位安定化を図る技術の開発を推進します。さらに、生産コスト削減に向けた効率的かつ効果的な施肥技術・有機質素材の活用技術の開発を推進します。また、国産花きの国際競争力強化のため、花きの日持ち性向上技術の開発を推進します。

(b) 家畜の生涯生産性向上のため、乳用牛及び肉用牛の繁殖機能の早期回復技術の開発を推進します。また、生産性・繁殖性等の遺伝的能力を評価し、総合的に能力を高めるための育種手法の開発を推進します。

(c) 青果用かんしょの機械移植に適する形の整った苗の生産技術や移植精度の高い作業機の開発等により、省力安定栽培技術を確立します。

(d) 茶工場の稼働時間の延長を可能とする効率的な荒茶生産体制を構築します。

(e) 園芸作物等の生育情報・病害虫発生状況を把握するために収集すべき情報・仕様を解明します。

c 食品安全・動物衛生対応プロジェクト

(a) 食品の生産段階・加工工程における有害化学物質及び有害微生物の分析技術及び低減技術の開発を推進します。

(b) 家畜の伝染病の病原体変異と、野生動物を介した伝播リスクの解明、国内未発生病原体の検査技術や国内発生時に使用する防疫資材を開発します。

(c) 畜産分野における薬剤耐性の実態把握とリスクを低減させるための調査研究、抗菌剤に頼らない常在疾病防除技術を確立します。

d 農業現場緊急課題対応プロジェクト

(a) ふん尿処理施設、畜舎を含む農場全体を対象とする総合的臭気対策技術の開発を推進します。

(b) ドローン画像分析により農地・作物の状況を把握し、様々な調査業務に必要な書類の作成を支援する技術の開発を推進します。

(イ) 基礎的・先導的研究

国が中長期的な視点で取り組むべき研究開発の方向を定めたビジョンに基づき実施するイノベーションの創出に向けた技術開発を推進します。

a 人工知能未来農業創造プロジェクト

(a) 病害虫による被害を最小化するため、病害虫の画像や遺伝子情報等から、AIを活用した早期診断を行い、生産者への最適な防除対策情報を提供します。

(b) AIを活用した栽培管理と労務管理により栽培管理にかかる労働時間を削減し、経営の効率化を可能とするシステムの開発を推進します。

(c) AI・IoT等を活用して生産から消費までの情報を共有・学習し、需要予測や需給マッチングにより食品の効率的な流通を可能とするシステムの開発を推進します。

b 作物育種プロジェクト

(a) アジア諸国との二国間共同研究等を推進し、海外植物遺伝資源へのアクセス環境を整備するとともに、国内の公的研究機関や大学等が保有する植物遺伝資源情報のネットワークを構築します。

(b) ゲノム情報や形質評価データ等のビッグデータの整備、ゲノミックセレクションやゲノム編集等新たな育種技

術の開発・高度化を行います。また、これらを活用することにより、従来の育種では困難だった形質の改良等を短時間で実現するスマート育種システムの開発を行います。

(c) 実需者等のニーズに的確に対応した業務・加工用の大豆・野菜・果樹等の品種及び生産・加工・鮮度保持技術の開発を推進します。

c 次世代バイオ農業創造

(a) 地域の農林水産物・食品について、機能性表示を可能とするエビデンスを取得するとともに、機能性を高めるための栽培・加工技術の開発を推進します。

(b) 遺伝子組換え蚕に医薬品等の有用物質を効率的に生産させるための基盤技術や、ICTを導入した新たな養蚕システムの開発を推進します。

(c) 薬剤抵抗性病害虫による被害の防止と薬剤抵抗性の発達を抑制・遅延させるため、薬剤抵抗性遺伝子診断技術を開発するとともに、薬剤抵抗性の現状把握と発達原因の調査解析等を実施します。

(d) 薬用作物の生産性向上のため、育苗期間の大幅短縮技術、収量の高位安定化技術、既存の経営モデルに薬用作物を付加した高収益な複合経営モデルを策定します。

イ 技術移転の加速化

(ア) 「橋渡し」機能の強化

a 「知」の集積と活用による技術革新

(a) 産学官を結び付ける研究開発プラットフォームづくりのため、産学官連携協議会において、ポスターセッション、セミナー、ワークショップ等を開催し、技術シーズ・ニーズに関する情報交換、意見交換を行います。

(b) 研究開発プラットフォームから形成された研究開発コンソーシアムで行

われる研究開発を国と民間企業等が、資金を出し合うマッチングファンド方式等により重点的に支援します。

b 異分野融合研究の強化

工学・医学等異分野の技術を農林水産分野に導入・活用するための共同研究を進めるとともに、これまでの研究成果を社会実装につなげるための講演・セミナーの開催や試作物の展示等を行う機会を設けるなど、研究開発を推進します。

c 研究開発・普及・生産現場の連携による技術開発・普及

(a) 農林水産業・食品産業等におけるイノベーションにつながる革新的な技術シーズを開発するための基礎研究及び開発された技術シーズを実用化に向けて発展させるための研究開発を推進します。

(b) 研究開発から産業化までを一貫して支援するため、大学、民間企業等の地域の関係者による技術開発から改良、開発実証試験までの取組を切れ目なく支援するとともに、民間企業等における事業化を支援します。

(c) 全国に配置されたコーディネーターが、技術開発ニーズ等を収集するとともに、マッチング支援や商品化・事業化に向けた支援等を行い、研究の企画段階から産学が密接に連携し、早期に成果を実現できるよう支援します。

(d) 農業技術に関する近年の研究成果のうち、生産現場への導入が期待される品種・技術を「最新農業技術・品種2018」として紹介します。

(e) 産地においては、普及指導センターと大学、企業、試験研究機関等が連携しつつ、技術指導を核に総合的な支援を展開するなど、研究成果の普及・実用化体制の強化を推進します。

(イ) 効果的・効率的な技術・知識の普及指導

国と都道府県が協同して、高度な技

術・知識を持つ普及指導員を設置し、普及指導員が農業者に直接接して行う技術・経営指導等を推進します。その際には、営農情報を提供する民間企業等との役割分担を図り、地域の合意形成や新規就農者の支援、地球温暖化及び災害への対応等、公的機関が担うべき分野についての取組を強化します。また、農業分野の技術革新、農業者の多様なニーズ等に的確に対応するため、計画的に普及指導員の資質の向上を図る研修等を実施します。

(ウ) 戦略的な知的財産マネジメントの推進

「農林水産研究における知的財産に関する方針」（28年2月策定）を踏まえ、農林水産業・食品産業に関する研究に取り組む国立研究開発法人や都道府県の公設試験場等における知的財産マネジメントの強化を図るため、知的財産マネジメントに関する指針を作成し普及するとともに、知的財産マネジメントに関して高度な専門的知見を有する者による指導・助言の取組等を推進します。

(エ) レギュラトリーサイエンスの充実・強化

a 「レギュラトリーサイエンス研究推進計画」（27年6月策定）で明確化した取り組むべき調査研究の内容や課題について、その進捗状況の検証、見直しを行うとともに、所管法人、大学、民間企業、関係学会等への情報提供や研究機関との意見交換を行い、研究者の認識や理解の醸成とレギュラトリーサイエンスに属する研究の拡大を促進します。

b 研究開発部局と規制担当部局とが連携して、食品中の危害要因、家畜疾病・植物病虫害等のリスク管理に必要な調査研究を推進します。

c レギュラトリーサイエンスに属する研究事業の成果を国民に分かりやすい形で公表するとともに、行政施策・措置の検討・判断に活用された研究成果の報告会

を開催します。

(オ) 国民理解の促進

最先端技術の研究開発及び実用化に当たっては、国民への分かりやすい情報発信、生産者や消費者との意見交換を並行して行い、研究成果の実用化に向けた環境づくりを進めます。特に、ゲノム編集技術等の育種利用は、飛躍的な生産性の向上等が期待される一方、国民的理解を得ていくことが課題であることから、関係府省の連携によるサイエンスコミュニケーション等の取組を強化します。

(2) 先端技術の活用等による生産・流通システムの革新

ア 規模拡大、省力化や低コスト化を実現するための技術導入

(ア) スマート農業の実現に向けた取組

ドローン・ロボット技術やICTを活用して、超省力・高品質生産を実現する新たな農業（スマート農業）を実現するため、ICTを活用した高度な生産管理やロボット農機等の生産現場における実証研究に取り組み、これまでに開発された先進技術の実用化を推進します。また、明確な開発目標の下で現場での実装までを視野に入れた技術開発を進めるとともに、AI・IoT等の最先端技術の活用により、収穫ロボットの高度化等の全く新しい技術体系を創造するための研究開発等を実施します。さらに、引き続き現場実装に際して安全上の課題解決が必要なロボット技術について、安全性の検証やルールづくりのほか、関係府省が連携して農業におけるICTの利活用に向けて農業情報の標準化に取り組みます。また、関係府省協力の下、大学や民間企業等と連携して、31年4月の本格運用開始に向けて農業データ連携基盤の構築に取り組みます。

(イ) 次世代施設園芸の取組拡大

次世代施設園芸の取組を拡大するため、次世代施設園芸への転換に必要な技

術について、習得のための実証・研修や地域展開を支援するとともに、技術習得に必要な実証温室や次世代型大規模園芸施設の整備とその成果やノウハウの分析・情報発信を支援します。

(ウ) 産地の戦略的取組の推進

産地の活性化を図るため、「強み」のある産地形成に向けた取組、品目ごとの多様な課題の解決に向けた取組、産地に人材を供給する取組等を支援します。

(エ) 作業を受託する組織の育成・確保

農作業の外部化により、高齢化や担い手不足が進行している生産現場の労働負担の軽減を図るとともに、規模拡大や主要部門への経営資源集中等を通じた経営発展を促進する観点から、地域の実情を踏まえつつ、飼料生産組織やヘルパー組織の育成・確保を推進します。

(オ) 産地における農業労働力を確保・活用する仕組みの構築

産地における人手不足を補うため、産地が一体となって労働力の確保・調整等を行う体制の構築、農業サービス事業者による農作業の外部化、広域連携による産地間の労働力融通及び他産業からの労働力確保を検討する取組を支援します。

イ 需要に応じた生産や高付加価値化を進めるための技術導入

我が国の「強み」である技術力を活かした新たな品種や技術の開発・普及を進め、かつ知的財産を総合的に活用することにより、日本各地で品質やブランド力等「強み」のある農畜産物を実需者と連携して生み出すため、「新品種・新技術の開発・保護・普及の方針」(25年12月策定)に基づく取組等を推進します。

(ア) 実需者や産地が参画したコンソーシアムを構築し、ニーズに対応した新品種

の開発等の取組を推進します。また、実需者等の多様なニーズに即応するため、育種期間を短縮するためのDNAマーカーの開発、様々な形質の導入を可能とする

新たな育種技術の開発を行います。

- (イ) 新品種やICT等の新技術等を活用した「強み」のある産地形成を図るため、実需者、生産者等が連携して新たな産地形成を行う取組を総合的に支援します。また、実需者等とも連携した新品種・新技術の確立、種苗の機動的な供給体制の整備、農業機械のリース導入、産地基幹施設整備等の取組を支援します。

- (ウ) 海外遺伝資源を戦略的に確保するため、締約国として食料・農業植物遺伝資源条約の運営に必要な資金拠出を行うとともに、条約の機能を改善するための議論等に参画するほか、遺伝資源保有国における制度調査や遺伝資源の取得・利用に関する遺伝資源保有国との枠組み構築等を実施します。また、二国間共同研究による海外植物遺伝資源の特性情報の説明等を推進することにより、海外植物遺伝資源へのアクセス環境を整備します。

ウ 異常気象などのリスクを軽減する技術の確立

- (ア) 地球温暖化に対応する産地形成に向けた取組支援

地球温暖化に対応する品種・技術を活用し、「強み」のある産地形成に向け、生産者・実需者等が一体となって先進的・モデル的な実証や事業者のマッチング等の取組を支援します。

- (イ) 農業生産資材費の低減

「農業競争力強化プログラム」及び「農業競争力強化支援法」に基づき、良質で低価格な資材の供給拡大に向けて以下の取組等を推進します。

- a 農薬登録を効率的に行うため、作物群の設定を順次拡大していきます。また、農薬取締制度について、安全の確保、国際的な標準との調和、最新の科学的根拠に基づく規制の合理化の観点から見直しを行い、より効果が高く安全な農薬の供給のため、「農薬取締法の一部を改正する法律案」を第196回国会に提出した

ところ です。

- b 肥料について、多銘柄・少量生産による製造コストの増加の一因となっている都道府県の施肥基準の見直しを推進します。

- c 生産性が低い工場の改善が課題となっている肥料や飼料製造事業者の事業再編や、寡占化している農業機械業界への事業参入の取組の促進に向け、事業者等に対して「農業競争力強化支援法」に基づく支援措置の活用を促します。

- d 農業資材比較サービス「AGMIRU（アグミル）」の現場での活用を促します。

(3) 効果的な農作業安全対策の推進

毎年350件前後発生し続けている農作業死亡事故を減少させるため、以下の取組を実施します。

- ア 地方公共団体はもとより、農業機械メーカー、農業機械販売店等からの事故情報の効果的、体系的な収集の実施

- イ 農業機械の安全鑑定や事故調査に取り組んでいる農業技術革新工学研究センターにおける、労働分野や交通関係の専門家等と連携した事故分析の実施と分析結果の発信、一人一人の農業者に伝える観点による分析情報の発信と注意喚起の充実

- ウ 乗用型トラクターの片ブレーキによる事故を防止する装置を搭載した機種の普及及び農業機械の安全性を向上させる研究開発や、農業機械メーカー等の企業における安全設計を一層促進する取組の推進

- エ 農業者やその家族等の安全意識の向上を図るための事故事例や啓発資材等を活用した「声かけ」（注意喚起）や、農林水産省と警察庁等が連携した乗用型トラクター乗車時のシートベルトの着用、安全キャブ・フレームの装着、ブレーキ連結の確認、低速車マークや反射材の取付け、ヘルメット着用等についての農業者への声かけや啓発活動の推進

- オ 都道府県や関係団体と連携した農業法人

等に対する労働法制の啓発、農業団体における労災保険特別加入団体の設置の促進等による労災保険特別加入制度への農業者の加入の促進

カ 農林水産省と厚生労働省等が連携した熱中症予防に係る取組、農作業ウェアや熱中症計等の事故予防に資するグッズ利用の推進

キ 農作業と密接に関わるGAPにおける労働安全管理の取組の推進

ク 農作業死亡事故の多い高齢農業者や、労働者の安全確保義務を負う農業法人を対象にした積極的な普及・啓発活動の展開

8 気候変動への対応等の環境政策の推進

(1) 気候変動に対する緩和・適応策の推進

ア 「農林水産省地球温暖化対策計画」(29年3月策定)に基づき、農林水産分野における地球温暖化防止技術の開発、マニュアル等を活用した省エネ型の生産管理の普及・啓発や省エネ設備の導入等による施設園芸の省エネルギー対策、施肥の適正化を推進します。

イ 農地からの温室効果ガスの排出・吸収量の国連への報告に必要な農地土壌中の炭素量等のデータを収集する調査を行うとともに、地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に対して支援します。

ウ 温室効果ガスの更なる排出削減対策や吸収源対策の推進のため、排出削減・吸収量を認証しクレジットとして取引できるJ-クレジット制度において、農林水産分野の取組を推進します。

エ バイオマスの変換・利用施設等の整備等を支援し、農山漁村地域におけるバイオマス等の再生可能エネルギーの利用を推進します。

オ 廃棄物系バイオマスの利活用については、30年度から5年間で計画期間とする「廃棄物処理施設整備計画」に基づく施設整備を推進するとともに、市町村等における生ごみのメタン化等の活用方策の導入検

討を支援します。

カ 気候変動の緩和に資するため、国際連携の下、各国の水田における温室効果ガス排出削減を実現する総合的栽培管理技術及び農産廃棄物を有効活用したGHG排出削減に関する影響評価手法を開発します。

キ 「農林水産省気候変動適応計画」(27年8月策定)及び「気候変動の影響への適応計画」(27年11月策定)に基づき、農林水産分野における気候変動の影響への適応に関する取組を推進するため、以下の取組を実施します。

(ア) 中長期的な視点に立った我が国農林水産業に与える気候変動の影響評価や適応技術を開発するとともに、各国の研究機関等との連携による気候変動緩和技術を開発します。

(イ) 地球温暖化に対応する品種・技術を活用し、「強み」のある産地形成に向け、生産者・実需者等が一体となって先進的・モデル的な実証や事業者のマッチング等に取り組む産地を支援します。

(ウ) 地域ごとの気候の違いを踏まえた、気候変動への適応の取組を促進するための調査・分析を行います。

ク 気候変動枠組条約第24回締約国会議(COP24)等の地球環境問題に係る国際会議に参画し、農林水産分野における国際的な地球環境問題に対する取組を推進します。

(2) 生物多様性の保全及び利用

ア 有機農業や冬期湛水管理等、生物多様性保全に効果の高い営農活動等に対して支援します。

イ 企業等による生物多様性保全活動への支援等について取りまとめた農林漁業者及び企業等向け手引き・パンフレット並びに国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)のMy行動宣言の更なる促進につながる農林水産関係アクション(エコツーリズム、森林ボランティア、藻場の再生等)の普及・啓発資料を活用し農林水産分野におけ

る生物多様性保全活動を推進します。

ウ 遺伝子組換え農作物に関する取組として、生物多様性に及ぼす影響についての科学的な評価、生態系への影響の監視等を継続するとともに、未承認の遺伝子組換え農作物の輸入防止を図るため、栽培用種苗を対象に、これまでの輸入時のモニタリング検査に加えて、特定の生産地及び植物種について、輸入者に対し輸入に先立つ届出や検査を義務付ける「生物検査」を実施します。

エ 農林水産分野における遺伝資源の持続的利用を推進するため、以下の取組を実施します。

(ア) 遺伝資源の持続可能な利用等の推進を目的とする食料・農業植物遺伝資源条約の運営に必要な資金拠出を行い、条約の機能改善のための議論等に参画します。

(イ) 国内の遺伝資源利用者が海外の遺伝資源を円滑に取得するために必要な情報収集及び提供や、遺伝資源の取得・利用に関する遺伝資源保有国との枠組み構築等を行います。

(ウ) 国際農業研究機関の遺伝資源活用のための取組を推進します。

(3) 農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション

環境保全型農業を推進するため、次の取組を実施します。

ア 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」(平成26年法律第78号)に基づき、化学肥料・化学合成農薬の使用を原則5割以上低減する取組と一体的に実施する地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対して支援を実施します。

イ 環境保全型農業の取組の推進を図るため、農業者、消費者、流通関係者等に対し、エコファーマーが行う取組を始め環境保全型農業に関する情報発信を実施します。

ウ 「有機農業の推進に関する法律」(平成

18年法律第112号)及び「有機農業の推進に関する基本的な方針」(26年4月策定)に基づき、有機農業の取組面積の拡大に取り組むとともに、有機農業への参入・定着支援や有機農産物の流通・販売面の支援、技術開発等の促進や消費者の理解等の増進を図ります。

エ 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(平成11年法律第112号)の趣旨を踏まえ、家畜排せつ物の適正な管理に加え、その利活用を図るため、耕畜連携の強化やニーズに即した堆肥づくり、地域の実情に応じたエネルギー利用等の高度利用を推進します。

IV 農村の振興に関する施策

1 多面的機能支払制度の着実な推進、中山間地域の農業の振興、地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等

(1) 多面的機能の発揮を促進するための取組

ア 多面的機能支払制度

(ア) 農業者等による組織が取り組む、水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援します。

(イ) 地域住民を含む組織が取り組む、水路・農道等の軽微な補修、植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動や、施設の長寿命化のための活動を支援します。

イ 中山間地域等直接支払制度

(ア) 条件不利地域において、引き続き農業生産活動の維持を通じて多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払制度に基づく直接支払を実施します。

(イ) 高齢化や人口減少の進行を踏まえ、女性・若者等の集落活動への参画や広域で

の集落協定に基づく複数集落が連携した活動体制づくり、条件が特に厳しい超急傾斜地における農業生産活動への支援等、集落の維持、強化に向けた取組を推進するなどにより、中山間地域等における自律的かつ安定的な農業生産活動を促進します。

(2) 中山間地域の農業の振興

中山間地域の特色を活かした多様な取組を後押しするため、「中山間地農業ルネッサンス事業」により、多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現や、地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承に向けた取組を総合的に支援します。

(3) 「集約とネットワーク化」による集落機能の維持等

ア 地域のコミュニティ機能の維持

(ア) 地域住民が主体となった地域の将来像の合意形成や地域全体の維持・活性化を図るための体制構築を支援します。

(イ) 地域の実情を踏まえつつ、小学校区等複数の集落が集まる地域において、生活サービス機能等を基幹集落に集約・確保し、周辺集落とをネットワークで結ぶ「小さな拠点」の取組を推進します。

(ウ) 地域活性化や地域コミュニティ再生の取組の拡大を図るため、「農山漁村振興交付金」を軸として、集落が多様な主体と連携し、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を福祉、教育、観光等に活用する地域活動等を支援します。

イ 生活環境の整備

(ア) 農村における効率的・効果的な生活環境の整備

a 地方創生等の取組を支援する観点から、地方公共団体が策定する「地域再生計画」に基づき、関係府省が連携して道や污水处理施設の整備を効率的・効果的に推進します。

b 高齢化や人口減少が進行する農村において、住みやすい生活環境を整備するた

め、農業・生活関連施設の再編・整備を推進します。

c 農山漁村における定住や都市と農山漁村の二地域居住を促進する観点から、関係府省が連携しつつ、計画的な生活環境の整備を推進します。

(イ) 交通

a 交通事故の防止、交通の円滑化を確保するため、歩道の整備や交差点改良等を推進します。

b 生活の利便性向上や地域交流に必要な道路、都市まで安全かつ快適な移動を確保するための道路の整備を推進します。

c 多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路等の生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化や地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備等、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援します。

d 地域住民の日常生活に不可欠な交通サービスの維持・活性化、輸送の安定性の確保等のため、島しょ部等における港湾整備を推進します。

(ウ) 衛生

a 下水道、農業集落排水施設及び浄化槽等について、未整備地域の整備とともに、より一層の効率的な污水处理施設整備のために、社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しの取組について、関係府省が密接に連携して支援します。

b 下水道、農業集落排水施設においては、既存施設について、長寿命化や老朽化対策を適時・適切に進めるための地方公共団体による機能診断等の取組や更新整備を支援します。

c 農村における污水处理施設整備を効率的に推進するため、農業集落排水施設と下水道との連携等による施設の再編や、農業集落排水施設と浄化槽との一体的な整備を推進します。

d 農村地域における適切な資源循環を確保するため、農業集落排水施設から発生

する汚泥や処理水の循環利用を推進します。

e 下水道を含む污水处理の広域化・共同化に係る計画策定から施設整備まで総合的に支援する下水道広域化推進総合事業や従来の技術基準にとらわれず地域の実情に応じた低コスト、早期かつ機動的な整備が可能な新たな整備手法の導入を図る「下水道クイックプロジェクト」等により、効率的な污水处理施設の整備を推進します。

f 地方部において、より効率的な污水处理施設である浄化槽の整備を推進します。特に、循環型社会・低炭素社会・自然共生社会の同時実現を図るとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、環境配慮型の浄化槽（省エネルギータイプに更なる環境性能を追加した浄化槽）整備や、公的施設に設置されている単独処理浄化槽の集中的な転換を推進します。

(エ) 情報通信

高度情報通信ネットワーク社会の実現に向けて、河川、道路、下水道において公共施設管理の高度化を図るため、光ファイバ及びその収容空間を整備するとともに、民間事業者等のネットワーク整備の更なる円滑化を図るため、施設管理に支障のない範囲で国の管理する河川・道路管理用光ファイバやその収容空間を開放します。

(オ) 住宅・宅地

- a 優良田園住宅による良質な住宅・宅地供給を促進し、質の高い居住環境整備を推進します。
- b 地方定住促進に資する地域優良賃貸住宅の供給を促進します。
- c 「農山漁村振興交付金」等により、農家住宅を含む魅力ある生活環境の整備に取り組む地域の構想づくりを支援します。

(カ) 文化

a 「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）に基づき、農村に継承されてきた民俗文化財に関して、特に重要なものを重要有形民俗文化財や重要無形民俗文化財に指定するとともに、その修理や伝承事業等に対する補助を行います。

b 保存及び活用が特に必要とされる有形の民俗文化財について登録有形民俗文化財に登録するとともに、保存箱等の修理・新調に対する補助を行います。

c 棚田や里山等の文化的景観や歴史的集落等の伝統的建造物群のうち、特に重要なものをそれぞれ重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区として選定し、修理・防災等の保存及び活用に対して支援します。

(キ) 公園

都市計画区域の定めのない町村において、スポーツ、文化、地域交流活動の拠点となり、生活環境の改善を図る特定地区公園の整備を推進します。

ウ 医療・福祉等のサービスの充実

(ア) 医療

「第7次医療計画」に基づき、へき地診療所等による住民への医療提供等農村を含めたへき地における医療の確保を推進します。

(イ) 福祉

介護・福祉サービスについて、地域密着型サービス拠点等の整備等を推進します。

エ 安全な生活の確保

(ア) 山腹崩壊、土石流等の山地災害を防止するための治山施設の整備や、流木被害の軽減・防止を図るための流木捕捉式治山ダムの設置、農地等を飛砂害や風害、潮害から守るなど重要な役割を果たす海岸防災林の整備等を通じて地域住民の生命・財産及び生活環境の保全を図ります。

(イ) 山地災害による被害を軽減するため、治山施設の設置等のハード対策と併せ

て、地域における避難体制の整備等の取組と連携して、山地災害危険地区を地図情報として住民に提供するなどのソフト対策を推進します。

- (ウ) 高齢者や障害者等の自力避難の困難な者が入居する要配慮者利用施設に隣接する山地災害危険地区等において治山事業を計画的に実施します。
- (エ) 激甚な水害の発生や床上浸水の頻発により、国民生活に大きな支障が生じた地域等において、被害の防止・軽減を目的として、治水事業を実施します。
- (オ) 土砂災害の発生のおそれのある箇所において、砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備や警戒避難体制の充実・強化等、ハード・ソフト一体となった総合的な土砂災害対策を推進します。また、近年、死者を出すなど甚大な土砂災害が発生した地域の再度災害防止対策を推進します。
- (カ) 南海トラフ地震や首都直下地震等による被害の発生及び拡大、経済活動への甚大な影響の発生等に備え、防災拠点、重要交通網、避難路等に影響を及ぼすほか、孤立集落発生の要因となり得る土砂災害の発生のおそれのある箇所において、土砂災害防止施設の整備を戦略的に推進します。
- (キ) 社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が存在する土砂災害の発生のおそれのある箇所において、土砂災害防止施設を重点的に整備します。
- (ク) 土砂災害から人命を保護するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を促進し、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備及び特定開発行為の制限を実施します。
- (ケ) 農地災害等を防止するため、ハード整備に加え、防災情報を関係者が共有する

システムの整備や減災のための指針づくり等のソフト対策を推進し、地域住民の安全な生活の確保を図ります。

- (コ) 橋梁の耐震対策、道路斜面や盛土等の防災対策、災害のおそれのある区間を回避する道路整備を推進します。また、冬期の道路ネットワークを確保するため、道路の除雪、防雪、凍雪害防止を推進します。

オ 経済の活性化を支える基盤の整備

- (ア) 日常生活の基盤としての市町村道から国土構造の骨格を形成する高規格幹線道路に至る道路ネットワークの強化を推進します。
- (イ) 農産物の海上輸送の効率化を図るため、船舶の大型化等に対応した複合一貫輸送ターミナルの整備を推進します。
- (ウ) 「道の駅」の整備により、休憩施設と地域振興施設を一体的に整備し、地域の情報発信と連携・交流の拠点形成を支援します。
- (エ) 都市と農村地域を連絡するなど、地域間の交流を促進し、地域の活性化に資する道路の整備を推進します。

(4) 深刻化、広域化する鳥獣被害への対応

- ア 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(平成19年法律第134号)に基づき、市町村による被害防止計画の作成及び鳥獣被害対策実施隊の設置・体制強化を推進します。
- イ 鳥獣の急速な個体数増加や分布拡大により、被害が拡大するおそれがあることから、関係省庁が連携・協力し、個体数等の削減に向けて、「抜本的な鳥獣捕獲対策」(25年12月策定)及び「ニホンザルの被害対策の考え方」(26年4月策定)に基づき、捕獲等の対策を推進します。
- ウ 市町村が作成する被害防止計画に基づく、鳥獣の捕獲体制の整備、箱わなの導入、侵入防止柵の設置、鳥獣の捕獲・追払い、緩衝帯の整備、捕獲鳥獣を地域資源として利活用するための処理加工施設の整備

やジビエの需要拡大等の取組を推進します。

エ 東日本大震災や東電福島第一原発事故に伴う捕獲活動の低下による鳥獣被害の拡大を抑制するための侵入防止柵の設置等を推進します。

オ 鳥獣の生息環境にも配慮した森林の整備・保全活動等を推進します。

カ 地域における技術指導者の育成を図るため、普及指導員、市町村職員、農林漁業団体職員等を対象とする研修を実施します。

キ 鳥獣を誘引しない営農管理手法等、鳥獣被害を防止する技術の開発を推進します。

ク 地域ブロック単位の連絡協議会の積極的な運営や、鳥獣被害対策のアドバイザーを登録・紹介する取組を推進します。

2 多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出

(1) 地域の農産物等を活かした新たな価値の創出

ア 農林漁業者等と食品製造・流通業者等の多様な事業者がネットワークを構築して取り組む新商品開発、農林水産物の加工・販売施設の整備等の取組及び市町村の6次産業化等に関する戦略に沿って行う地域ぐるみの6次産業化の取組を支援します。

イ 農林水産業・農山漁村に豊富に存在する資源を活用した革新的な産業の創出に向け、農林漁業者と異業種の事業者間の連携により、市場ニーズに即した商品開発や新たなサービスを創造するための事業化可能性調査を支援します。

ウ 農林漁業者と中小企業者が有機的に連携して行う新商品・新サービスの開発や販路開拓等に係る費用の一部を支援します。

エ 山村の豊かな地域資源の活用を通じた地元の所得や雇用の増大に向け、農林漁業者を始めとする地域住民が協力して行う、農林水産物やその加工品等の地域資源の利用状況・活用可能量の調査、資源活用のための活動組織づくり、技術研修等の人材育

成、地域製品のマーケティング調査、商品開発、商品パッケージのデザイン検討等の取組を支援します。

(2) バイオマスを基軸とする新たな産業の振興

ア バイオマスの活用の推進に関する施策についての基本的な方針、国が達成すべき目標等を定めた「バイオマス活用推進基本計画」(28年9月策定)に基づき、素材、熱、電気、燃料等への変換技術を活用し、より経済的な価値の高い製品等を生み出す高度利用等の取組を推進します。また、関係府省の連携の下、地域のバイオマスを活用した産業化を推進し、地域循環型の再生可能エネルギーの強化と環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築に向けた取組を支援します。

イ バイオマスの効率的な利用システムの構築を進めることとし、以下の取組を実施します。

(ア) 農林漁業に由来するバイオマスのバイオ燃料向け利用の促進を図り、国産バイオ燃料の生産拡大に資するため、「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」(平成20年法律第45号)に基づく事業計画の認定を行い支援します。

(イ) 下水道を核とした資源・エネルギーの循環のため、バイオマスである下水汚泥等の利活用を図り、下水汚泥等のエネルギー利用、りん回収・利用等を推進します。

(3) 農村における地域が主体となった再生可能エネルギーの生産・利用

農山漁村に豊富に存在する土地、水、バイオマス等の資源を再生可能エネルギーとして活用し、農山漁村の活性化を図るため、次の取組を実施します。

ア 「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」(平成25年法律第81号)を積

極的に活用し、農地等の利用調整を適切に行いつつ、再生可能エネルギーの導入と併せて、地域農業の健全な発展に資する取組を促進します。

イ 農山漁村における再生可能エネルギーの導入等に向けた事業計画策定、農山漁村における再生可能エネルギーの地産地消、営農型太陽光発電による高収益農業、小水力等発電施設の整備に係る調査設計及び施設整備等の取組を支援します。

(4) 農村への農業関連産業の導入等による雇用と所得の創出

「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」(昭和46年法律第112号)に基づき、同法による基本計画及び実施計画の策定や税制等の支援施策の積極的な活用に向け、各地方農政局に設置した支援施策活用窓口において、都道府県、市町村及び事業者に対する支援を行います。

3 多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等

(1) 観光、教育、福祉等と連携した都市農村交流

ア 「農泊」の推進による農山漁村の所得向上を実現するため、農泊をビジネスとして実施するための現場実施体制の構築や、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組への支援を行うとともに、関係省庁が連携して、優良地域の国内外へのプロモーションを行います。

イ 観光を通じた地域振興を図るため、地域の関係者が連携し、地域の幅広い資源を活用し地域の魅力を高めることにより、国内外の観光客が2泊3日以上滞在交流型観光を行うことができる「観光圏」の整備を促進します。

ウ 農山漁村が有する教育的効果に着目し、農山漁村を教育の場として活用するため、関係府省が連携し、子供の農山漁村宿泊体験等を推進するとともに、農山漁村を健康づくりの場等として活用する取組を支援し

ます。

エ 高齢者の生きがいづくり、障害者の就労訓練・雇用の場として「農」を取り入れたいというニーズに応えるため、関係省庁が連携し高齢者や障害者を対象とした福祉農園等の開設・整備に関する取組、農業・福祉関係者を対象としたセミナーの開催、農業専門家の派遣等を支援します。

オ 地域の伝統的農林水産業の価値及び認知度向上につながる世界農業遺産及び日本農業遺産の拡大に向けた取組を推進します。

カ 「[子どもの水辺]再発見プロジェクト」の推進、水辺整備等により、河川における交流活動の活性化を支援します。

キ 「歴史的砂防施設の保存活用ガイドライン」(15年5月策定)に基づき、景観整備・散策路整備等の周辺整備等を推進します。また、歴史的砂防施設及びその周辺環境一帯を地域の観光資源の核に位置付けるなど、新たな交流の場の形成を推進します。

ク 「エコツーリズム推進法」(平成19年法律第105号)に基づき、エコツーリズム推進全体構想の認定・周知、技術的助言、情報の収集、普及・啓発、広報活動等を総合的に実施します。

ケ 自然観光資源を活用したエコツーリズムを推進するため、エコツーリズム推進全体構想の作成、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成等、地域における活動の支援を行います。

コ 良好な農村景観の再生・保全を図るため、コンクリート水路沿いの植栽等、土地改良施設の改修等を推進します。

サ 棚田・^{そすい}疏水等将来に残すべき農村景観・資源を保全・復元・継承するための取組を推進します。

シ 河川においては湿地の保全・再生や^{れき}礫河原の再生等、自然再生事業を推進します。

ス 魚類等の生息環境改善等のため、河川等に接続する水路との段差解消により水域の連続性の確保、生物の生息・生育環境を整

備・改善する魚のすみやすい川づくりを推進します。

(2) 多様な人材の都市から農村への移住・定住

ア 農山漁村地域への定住及び都市農村の交流の促進を図るため、農業体験モニターアワー等、農山漁村に定住する契機となるための取組、農山漁村の空き家・廃校等の地域資源を活用した取組や、拠点施設等の整備等を関係省庁が連携して支援します。

イ 農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を福祉、教育、観光等に活用する地域活動の推進に必要な外部専門家や都市人材を長期に受け入れ、地域活性化と暮らしの安心につなげていく取組について、総務省の「地域おこし協力隊」と一体的に運用を行います。

ウ 二地域居住等に関する国や地方公共団体の支援策や取組について情報発信を行います。

(3) 多様な役割を果たす都市農業の振興

新鮮な農産物の供給、農作業体験の場や防災空間の確保等、都市農業が有する多様な機能の発揮のため、都市住民の理解の促進を図りつつ、都市農業の振興に向けた取組を推進します。

また、都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図るため、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律案」を第196回国会に提出したところです。

V 東日本大震災からの復旧・復興に関する施策

「東日本大震災からの復興の基本方針」(23年8月改訂)に沿った復興に向けた支援として、「農業・農村の復興マスタープラン」(23年8月策定)や「避難指示解除準備区域等における公共インフラ復旧の工程表」に沿って、農地の大区画化等の取組を推進するとともに、被害が甚

大な農地や避難指示区域内の農地の復旧と早期の営農再開に向けた支援を行います。

また、「東日本大震災復興特別区域法」(平成23年法律第122号)に沿って、関係府省が連携し、津波被災地域等の円滑かつ迅速な復興を図ります。

(1) 地震・津波災害からの復旧・復興

ア 農地等の生産基盤の復旧・整備

(ア) 農地・農業用施設災害復旧等

被災した農地や農業用施設等の着実な復旧を進めます。

(イ) 農業水利施設等の震災対策

地震により損壊のおそれがある農業水利施設の改修・整備等を実施します。

(ウ) 耕作放棄地再生利用緊急対策(被災者支援型)、荒廃農地等利活用促進交付金

被災を免れた地域や避難先等において荒廃農地を活用し営農活動を再開する被災農業者等の取組を支援します。

(エ) 災害廃棄物処理への対応

福島県(避難区域を除く)においては、個々の市町村の状況に応じて、災害廃棄物等の処理を進めることが必要であり、引き続き災害廃棄物処理代行業により、市町への支援を継続します。避難区域については、対策地域内廃棄物処理計画(25年12月一部改定)に基づき、国が災害廃棄物等の処理を着実に進めていきます。

イ 経営の継続・再建

(ア) 農業経営の復旧・復興等のための金融支援

東日本大震災により被災した農業者等に対して、速やかな復旧・復興のために必要となる資金が円滑に融通されるよう利子助成金等を交付します。

(イ) 東日本大震災被災地域土地改良負担金の償還助成

被災した農地・農業用施設に係る償還中の土地改良事業等の負担金について、利子助成事業を実施し、営農再開まで農家を支援します。

(ウ) 浸水農地における農業共済の引受け
海水が流入した浸水農地にあっても、除塩により収穫が可能と見込まれる農地については、現地調査を行い、水稻等の生育状況を踏まえて共済引受を行います。

ウ 東日本大震災農業生産対策交付金による生産手段の回復

震災の影響により低下した被災地の生産力の回復、農畜産物の販売力の回復等に向けた取組を支援するため、都道府県向け交付金を交付します。

エ 再生可能エネルギーの導入

被災地域に存在する再生可能エネルギーを活用し小水力等発電施設の整備に係る調査設計等の取組を支援します。

オ 農山漁村対策

被災産地の復興・創生のため、状況変化等に起因して新たに現場が直面している課題を対象に先端技術の現地実証を行うとともに、実用化された技術体系の速やかな社会実装を促進します。

カ 東日本大震災復興交付金

(ア) 被災地域農業復興総合支援

被災市町村が農業用施設・機械を整備し、被災農業者に貸与等することにより、被災農業者の農業経営の再開を支援します。

(イ) 震災対策・戦略作物生産基盤整備

震災によって著しい被害を受けた地域において、畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地の整備、老朽施設の更新等の農業水利施設の整備をきめ細かく支援します。

(ウ) 農林水産関係試験研究機関緊急整備

被災県の基幹産業たる農林水産業を復興するための農林水産研究施設等整備を支援します。

(エ) 農山漁村地域復興基盤総合整備

被災地域における農地・農業用施設や集落道等の整備を支援します。

(オ) 農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)

被災地域

被災地域の復旧・復興のため、生産施設、地域間交流拠点施設等の整備を支援します。

(2) 原子力災害からの復旧・復興

ア 食品中の放射性物質の検査体制及び食品の出荷制限

(ア) 食品中の放射性物質の基準値を踏まえ、検査結果に基づき、都道府県等に対して食品の出荷制限・摂取制限の設定・解除を行います。

(イ) 都道府県等に食品中の放射性物質の検査を要請します。また、都道府県の検査計画策定の支援、都道府県等からの依頼に応じた民間検査機関での検査の実施、検査機器の貸与を行います。さらに、引き続き、都道府県等が行った検査の結果を集約し、公表します。

(ウ) 消費者の安全・安心を一層確保するため、独立行政法人国民生活センターとの共同により、希望する地方公共団体に放射性物質検査機器を貸与し、消費サイドで食品の放射性物質を検査する体制の整備を支援します。

イ 稲の作付制限等

30年産稲の作付制限区域及び農地保全・試験栽培区域における稲の試験栽培、作付再開準備区域における実証栽培等の取組に対して支援を行います。

ウ 放射性物質の吸収抑制対策

放射性物質の農作物への吸収抑制を目的とした資材の施用、品種・品目転換等の取組を支援します。

エ 農業系副産物循環利用体制の再生・確立

放射性物質の影響から、利用可能であるにも関わらず循環利用が寸断されている農業系副産物の循環利用体制の再生・確立を支援します。

オ 避難区域等の営農再開支援

(ア) 避難区域等において、除染終了後から営農が再開されるまでの間の農地等の保全管理、鳥獣被害防止緊急対策、放れ畜

対策、営農再開に向けた作付実証、避難からすぐに帰還しない農家の農地の管理耕作、収穫後の汚染防止対策、水稻の作付再開、新たな農業への転換及び農業用機械・施設、家畜等の導入を支援します。

(イ) 福島相双復興官民合同チームの営農再開グループが、農業者を個別に訪問して、要望調査や支援策の説明を行います。

カ 肥料等の規制

肥料の検査計画立案に必要な科学的データを収集するための実態調査を実施します。

キ 農産物等輸出回復

諸外国・地域において日本産食品に対する輸入規制が行われていることから、関係省庁が協力し、各種資料・データを提供しつつ輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけを引き続き実施します。

ク 福島県産農産物等の風評の払拭

福島県の農業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援します。

ケ 農産物等消費拡大推進

被災地及び周辺地域で生産された農林水産物及びそれらを活用した食品の消費の拡大を促すため、生産者や被災地の復興を応援する取組をPRするとともに、被災地産食品の販売促進等、官民の連携による取組を推進します。

コ 農地土壌等の放射性物質の分布状況等の推移に関する調査

今後の営農に向けた取組を進めるため、農地土壌等の放射性核種の濃度を測定し、農地土壌の放射性物質濃度の推移を把握します。

サ 放射性物質対策技術の開発

東電福島第一原発事故の影響を受けた被災地の復興のため、放射性セシウム吸収抑制対策としてのカリウム施肥の適正化、除染作業に伴い低下した農地の生産力の回

復、農地の省力的維持管理のための技術開発等を行います。

シ ため池等の放射性物質のモニタリング調査、ため池等の放射性物質対策

ため池等における水質・底質の放射性物質の経年変化等を把握するため、放射性物質のモニタリング調査等を行います。また、市町村等がため池の放射性物質対策を効果的・効率的に実施できるよう技術的助言等を行います。

ス 東電福島第一原発事故で被害を受けた農林漁業者への賠償等

東電福島第一原発事故により農林漁業者等が受けた被害については、東京電力ホールディングス株式会社から適切かつ速やかな賠償が行われるよう、引き続き、関係省庁、東京電力ホールディングス株式会社等との連絡を密にし、必要な情報提供や働きかけを実施します。

セ 食品と放射能に関するリスクコミュニケーション

食品中の放射性物質に関する消費者の理解を深めるため、関係府省、各地方公共団体及び消費者団体等が連携した意見交換会等のリスクコミュニケーションの取組を促進します。

ソ 福島再生加速化交付金

(ア) 農山村地域復興基盤総合整備事業

農地・農業用施設の整備や農業水利施設の保全管理、ため池の放射性物質対策等を支援します。

(イ) 農山漁村活性化プロジェクト支援（福島復興対策）事業

生産施設、地域間交流拠点施設等の整備を支援します。

(ウ) 農業基盤整備促進事業

地域の実情に応じ、農地の畦畔除去による区画拡大や^{あんきよ}暗渠排水整備等の簡易な基盤整備を支援します。

(エ) 被災地域農業復興総合支援事業

被災市町村が農業用施設・機械を整備し、被災農業者に貸与等することによ

り、被災農業者の農業経営の再開を支援します。

(オ) 農林水産関係試験研究機関緊急整備事業

基幹産業たる農林水産業を復興するための農林水産研究施設等整備に対する支援措置を講じます。

(カ) 木質バイオマス施設等緊急整備事業

木質バイオマスや小水力等再生可能エネルギー供給施設、木造公共建築物等の整備を支援します。

VI 団体の再編整備等に関する施策

ア 農業協同組合系統組織

「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」を踏まえ、農業者の所得向上に向けた自己改革を進めていくための取組を促進します。

イ 農業委員会

「農業委員会等に関する法律」の改正の趣旨を踏まえて、農業委員会の適切な新制度への移行を図るとともに、地域における農地利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）を推進します。

ウ 農業共済団体

全国農業共済組合連合会が適正かつ円滑に収入保険を実施するための体制の整備や、農業共済団体の組織の効率化及びガバナンスの強化を推進します。

エ 土地改良区

土地改良区の組織運営基盤の強化を図るため、広域的な合併支援等を行います。

また、土地改良区の組合員資格に係る制度を見直すとともに、土地改良区の体制を改善するため、「土地改良法の一部を改正する法律案」を第196回国会に提出したところです。

VII 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 幅広い関係者の参画と関係府省の連携による施策の推進

食料自給率の向上に向けた取組を始め、政府一体となって実効性のある施策を推進します。

2 施策の進捗管理と評価

(1) 施策の進捗管理

施策の着実な推進を図るため、その実施に当たっては、手順、時期、手法及び目的を明らかにするとともに、随時、対象者の対応状況を把握することにより、進捗管理を行います。

(2) 政策評価の適切な活用

政策評価については、「食料・農業・農村基本計画」（27年3月策定）等を踏まえた目標の設定を行い、設定した目標の達成度に関して実績の測定を行います。また、政策評価第三者委員会を公開し、議事録等をwebサイトに掲載するなど情報の公開を進めます。

3 財政措置の効率的かつ重点的な運用

厳しい財政事情の下で予算を最大限有効に活用する観点から、既存の予算を見直した上で「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、新たな農業・農村政策を着実に実行するための予算に重点化を行い、財政措置を効率的に運用します。

4 国民視点や地域の実態に即した施策の決定

(1) 国民の声の把握

ア 透明性を高める観点から、国民のニーズに即した情報公開、情報の受発信を推進します。

イ 幅広い国民の参画を得て施策を推進する

ため、国民との意見交換等を実施します。
ウ 農林水産省本省の意図・考え方等を地方機関に的確に浸透させるとともに、地方機関が把握している現場の状況を適時に本省に吸い上げ施策立案等に反映させるため、必要に応じて地方農政局長等会議を開催します。

(2) 科学的・客観的な分析

ア 施策の科学的・客観的な分析

施策の立案から決定に至るまでの検討過程において、証拠に基づく政策立案(EBPM)の視点も踏まえつつ、できる限り客観的なデータに基づいた計量経済分析等の科学的な手法を幅広く導入したり、国民に分かりやすい指標を開発したりするなど、施策を科学的・客観的に分析し、その必要性や有効性を明らかにします。

イ 政策展開を支える統計調査の実施と利用の推進

農政の推進に不可欠な情報インフラを整備し、的確に統計データを提供します。

(ア) 農家等の経営状況や作物の生産に関する実態を的確に把握するため、農業経営統計調査、作物統計調査等を実施します。

(イ) 統計調査の基礎となる農地の区画情報(筆ポリゴン)を活用し各種農林水産統計調査を効率的に実施するとともに、農業行政及び農業振興の推進に資する関係機関等に筆ポリゴンを提供します。

(ウ) 6次産業化に向けた取組状況を的確に把握するため、引き続き、農業経営体等を対象とした調査を実施します。

(エ) 地域施策の検討等に資するため、「市町村別農業産出額(推計)」を公表します。

(2) 専門調査員の導入による調査の外部化を引き続き推進し、質の高い信頼性のある統計データの提供体制を確保します。また、市場化テスト(包括的民間委託)を導入した統計調査を引き続き実施します。

(3) 国民の利便性・サービスの向上等を図るため、国民に広く利用されているオンライン手続の改善の取組及び政府情報システム改革ロードマップ等の着実な実施による業務・システムの改革等を推進します。

5 効果的かつ効率的な施策の推進体制

(1) 施策の具体的内容等が生産現場等に速やかに浸透するよう、関係者に対する周知・徹底、人材の育成や組織づくりを促進します。